

大蔵委員会議録第四号

昭和五十一年三月二十九日(月曜日)
午前十一時三十分開議

出席委員

委員長 田中 六助君

理事 塩川正十郎君 理事 村岡 兼造君

理事 森 美秀君 理事 山下 元利君

理事 山本 幸雄君 理事 佐藤 觀樹君

理事 山田 耻目君 理事 増本 一彦君

大石 千八君 金子 一平君

大野 宗一君 瓦 力君

木野 晴夫君 小泉純一郎君

齋藤 邦吉君 塩谷 一夫君

野田 毅君 林 大幹君

原田 憲君 坊 秀男君

宮崎 茂一君 毛利 松平君

保岡 興治君 山中 貞則君

高沢 寅男君 広瀬 秀吉君

松浦 利尚君 村山 喜一君

山中 吾郎君 荒木 宏君

小林 政子君 坂口 力君

広沢 直樹君 竹本 孫一君

出席國務大臣 大蔵 大臣 大平 正芳君

出席府政委員 大蔵政務次官 唐沢俊二郎君

大蔵省主税局長 大倉 眞隆君

大蔵省関税局長 後藤 達太君

委員外の出席者 大蔵委員会調査 室長 末松 経正君

委員の異動 三月四日 補欠選任

横路 孝弘君 多賀谷眞稔君

第一類第五号 大蔵委員會議録第四号 昭和五十一年三月二十九日

同日

多賀谷眞稔君

同日

補欠選任

横路 孝弘君

同日

税制改正に関する請願(青柳盛雄君紹介)(第一二六〇号)

同(有島重武君紹介)(第一二六一号)

同(金子満広君紹介)(第一二六二号)

同(中島武敏君紹介)(第一二六三号)

同(野間友一君紹介)(第一二六四号)

同(松本善明君紹介)(第一二六五号)

同(米原昶君紹介)(第一二六六号)

同日

税制改正に関する請願(林百郎君紹介)(第一七〇号)

同日

- (四一号)
- 同(荒木安君紹介)(第二〇四二号)
- 同(諫山博君紹介)(第二〇四三号)
- 同(石母田達君紹介)(第二〇四四号)
- 同(梅田勝君紹介)(第二〇四五号)
- 同(浦井洋君紹介)(第二〇四六号)
- 同(金子満広君紹介)(第二〇四七号)
- 同(神崎敏雄君紹介)(第二〇四八号)
- 同(木下元二君紹介)(第二〇四九号)
- 同(栗田翠君紹介)(第二〇五〇号)
- 同(小林政子君紹介)(第二〇五一号)
- 同(紺野与次郎君紹介)(第二〇五二号)
- 同(柴田睦夫君紹介)(第二〇五三号)
- 同(庄司幸助君紹介)(第二〇五四号)
- 同(瀬崎博義君紹介)(第二〇五五号)
- 同(瀬長亀次郎君紹介)(第二〇五六号)
- 同(田代文久君紹介)(第二〇五七号)
- 同(田中美智子君紹介)(第二〇五八号)
- 同(多田光雄君紹介)(第二〇五九号)
- 同(津金佑近君紹介)(第二〇六〇号)
- 同(津川武一君紹介)(第二〇六一号)
- 同(寺前巖君紹介)(第二〇六二号)
- 同(土橋一吉君紹介)(第二〇六三号)
- 同(中川利三郎君紹介)(第二〇六四号)
- 同(中路雅弘君紹介)(第二〇六五号)
- 同(中島武敏君紹介)(第二〇六六号)
- 同(野間友一君紹介)(第二〇六七号)
- 同(野間友一君紹介)(第二〇六七号)
- 同(外一件 林百郎君紹介)(第二〇六八号)
- 同(東中光雄君紹介)(第二〇六九号)
- 同(平田藤吉君紹介)(第二〇七〇号)
- 同(不破哲三君紹介)(第二〇七一号)
- 同(正森成一君紹介)(第二〇七二号)
- 同(増本一彦君紹介)(第二〇七三号)
- 同(松本善明君紹介)(第二〇七四号)
- 同(三浦久君紹介)(第二〇七五号)
- 同(三谷秀治君紹介)(第二〇七六号)
- 同(村上弘君紹介)(第二〇七七号)
- 同(山原健二郎君紹介)(第二〇七八号)
- 同(米原昶君紹介)(第二〇七九号)

同(瀬野栄次郎君紹介)(第二二〇号)
付加価値税新設反対に関する請願(田代文久君紹介)(第二二一八号)
同(三谷秀治君紹介)(第二一九九号)
同(三谷秀治君紹介)(第二一九九号)

税制改正等に関する請願(荒木安君紹介)(第二二二二号)

- 同(諫山博君紹介)(第二二三二号)
 - 同(梅田勝君紹介)(第二二三三号)
 - 同(浦井洋君紹介)(第二二三四号)
 - 同(神崎敏雄君紹介)(第二二二五号)
 - 同(木下元二君紹介)(第二二二六号)
 - 同(栗田翠君紹介)(第二二二七号)
 - 同(瀬崎博義君紹介)(第二二二八号)
 - 同(瀬長亀次郎君紹介)(第二二二九号)
 - 同(田代文久君紹介)(第二二三〇号)
 - 同(田中美智子君紹介)(第二三三二号)
 - 同(多田光雄君紹介)(第二三三三号)
 - 同(津川武一君紹介)(第二三三三号)
 - 同(寺前巖君紹介)(第二三三四号)
 - 同(野間友一君紹介)(第二三三五号)
 - 同(林百郎君紹介)(第二三三六号)
 - 同(東中光雄君紹介)(第二三三七号)
 - 同(正森成一君紹介)(第二三三八号)
 - 同(三浦久君紹介)(第二三三九号)
 - 同(三谷秀治君紹介)(第二三四〇号)
 - 同(村上弘君紹介)(第二四四一号)
 - 同(山原健二郎君紹介)(第二四四二号)
- は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

関税暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第三四号)
租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一号)

○田中委員長 これより会議を開きます。
関税暫定措置法の一部を改正する法律案を議題

といたします。
まず、政府より提案理由の説明を求めます。大平大蔵大臣。

関税暫定措置法の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○大平内務大臣 ただいま議題となりました関税暫定措置法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

この法律案は、最近における内外の経済情勢の変化に対応するため、関税率等について所要の改正を行おうとするものでございます。

以下、この法律案につきまして、その概要を御説明申し上げます。

第一に、最近における銅市況の著しい低迷、国内産銅業界の深刻な状況等を考慮して、銅の無税点を引き上げることとしております。

第二に、関税負担の適正化及び通関手続の簡素化を図るため、製本機械、カフイン等十品目について、関税率を引き下げることとしてしております。なお、木炭につきましては、関税割り当て制度を廃止することとしてしております。

第三に、トウモロコシにつきまして、国産芋でん粉の需要を確保しつつでん粉の需給の安定を図るため、コーンスターチ製造用トウモロコシの一次税率を無税とするともに、二次税率を引き上げることとしてしております。

第四に、昭和五十一年三月三十一日に適用期限の到来する八百六品目の暫定税率及び関税の減免還付制度について、その適用期限を一年間延長することとしてしております。

以上、関税暫定措置法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその概要を申し上げます。

何とぞ御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○田中委員長 これにて提案理由の説明は終わりました。

○田中委員長 本案につきましては質疑及び討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

関税暫定措置法の一部を改正する法律案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○田中委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。
ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、これに御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○田中委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○田中委員長 この際、暫時休憩いたします。
午前十一時三十四分休憩

午後五時一分開議

○田中委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。
租税特別措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府より提案理由の説明を求めます。大平大蔵大臣。

租税特別措置法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○大平内務大臣 ただいま議題となりました租税特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

政府は、最近における厳しい財政事情等に顧み、租税特別措置について、その全面的な見直しを行い企業関係税制を中心に大幅な整理合理化を推進するとともに、自動車関係諸税の税率を引き上げることとするほか、所要の措置を講ずることとし、ここにこの法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案につきまして、その大要を申し上げます。

まず、租税特別措置について整理合理化を行うこととしたしております。

その第一は、既存の特別措置の廃止であります。

すなわち、長期外貨建て債権等を有する場合の課税の特例制度、新技術企業化用機械設備等の特別償却制度等十一の制度を廃止することとしたしております。

第二は、税額控除制度及び所得控除制度の控除率の引き下げ等であります。

すなわち、増加試験研究費の税額控除制度について、五〇%の割り増し控除率を廃止するとともに、二五%の控除率を二〇%に引き下げ、技術等海外取引に係る所得の特別控除制度について、控除率を工業所有権等に係るものにあつては七〇%から五五%に引き下げる等の縮減合理化を行うこととしたしております。

第三は、各種の特別償却制度の償却割合の引き下げ等であります。

すなわち、特定設備等の特別償却制度について、償却割合が三分の一のものは四分の一に、四分の一のものは五分の一にそれぞれ引き下げ、特定備施設等の割り増し償却制度について、倉庫

等の割り増し率を五割から四割に引き下げる等の縮減合理化を行うこととしたしております。

第四は、各種の準備金制度の積立率の引き下げ等であります。

すなわち、価格変動準備金について、積立率を通常のたな卸し資産にあつては三%から二・七%に引き下げ、公害防止準備金について、積立率を〇・三%から〇・一五%に引き下げる等の縮減合理化を行うこととしたしております。

第五は、登録免許税の減免措置の縮減合理化であります。

すなわち、電源開発株式会社を受ける登記に対する登録免許税の免税措置を廃止して税率軽減措置とする等その縮減を行うとともに、適用期限のない措置について適用期限を設ける等の措置を講ずることとしたしております。

第六は、交際費課税の強化であります。

すなわち、損金算入限度額の計算の基礎となる資本等の金額の一定割合を千分の一から千分の〇・五に引き下げるとともに、損金不算入割合を七五%から八〇%に引き上げることとしたしております。

なお、企業破産等に係る退職勤労者が弁済を受ける未払い賃金に対する課税の特例制度を創設し、特定市街化区域農地等の譲渡所得に係る税率を改め、さらに中小企業の貸倒引当金の特例制度等期限の到来する措置について、実情に応じその適用期限を延長する等、中小企業関係、農林漁業関係、土地住宅関係等の租税特別措置について、それぞれ所要の改正を行うこととしたしております。

次に、自動車関係諸税について、その税率の引き上げを行うこととしたしております。

すなわち、自動車に係る税負担の現状等に顧み、資源の節約、環境の保全、道路財源の充実等の観点から、二年間の暫定措置として、揮発油税について、その税率を一キロリットルにつき二万九千二百円を三万六千五百円に、地方道路税について、同じく五千三百円を六千六百円に、それぞれ

二五%程度引き上げ、また、自動車重量税について、その税率を営業用自動車は二・一五%程度、家用自動車は二五%程度、それぞれ引き上げることとしたしております。

以上、租税特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由と内容の大要を申し上げます。

何とぞ御審議の上、速やかに御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○田中委員長 これにて提案理由の説明は終わりました。

○田中委員長 この際、一言申し上げます。租税特別措置法の一部を改正する法律案につきましては、十分なる審議を尽くすことができませんので、以後委員会において、税制に関する十分な審議を行いたいと存じます。

なお、今後法律案の審議は原則として十分審議を尽くし、万全を期したいと存じます。

○田中委員長 これより討論に入ります。討論の申し出がありますので、順次これを許します。野田毅君。

○野田(毅)委員 私は、自由民主党を代表いたしまして、ただいま議題となつております租税特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、賛成の意を表明するものであります。

本法律案は、現行の租税特別措置法について全面的な見直しを行い、企業関係税制を中心に大幅な整理合理化を推進するとともに、自動車関係諸税についてその税率の引き上げを行うことを主な内容とするものであります。

まず租税特別措置の整理合理化の点であります。

租税特別措置は、その役割りである政策目的の実現という面に着目した場合、そのすべてが不正として非難されるべきものでないことは言うまでも

ありませんが、税負担の公平を犠牲にしているものであることも事実であります。この意味からして、個々の政策目的と税制の基本的原則との調和を図るという見地に立つて、既得権化や慢性化の排除に努めるとともに、社会、経済情勢の推移に応じて随時弾力的な改廃を行う必要があるものであり、このことは当委員会においても従来からしばしば指摘されてきたところであります。特に、わが国の経済が高度成長から安定成長へ転換したことが、社会的公正の是正が時代の強い要請であることからしても、既存の特別措置について負担の公平の側面は従来以上に重視される必要があらわれます。今回の本法律案による特別措置の整理合理化は、こうした観点に立つて全面的な見直しを行った結果であり、またその内容も、廃止十一項目、縮減五十八項目に上つており、しかも企業関係については、現在ある九十八項目のうち五十九項目を六割にも達するものであり、政府がこの問題に真剣に取り組んだ態度に、深い敬意を表するものであります。

次に、自動車関係諸税の税率の引き上げであります。この点につきましては、昭和五十年年度に引き続き五十一年度におきましても、国、地方を通じて非常な財源難にあり、所得税の減税を見送らざるを得ないばかりか、多額の公債発行を余儀なくされるという厳しい財政事情を考えました場合、景気対策との整合性を保ちつつ、できる限り租税収入の確保を図るべきことは当然であり、現在の自動車関係諸税の負担水準から見て、この程度の引き上げはやむを得ないところと考えます。

なお、揮発油税、地方道路税の税率改正については七月から実施することとし、また自動車重量税については営業用自動車の引き上げ幅を一般の二分の一程度にとどめるなどの措置が講ぜられていますが、これらばかりで済ませるの細かい配慮と云えるものであります。

そのほか、中小企業関係、農林漁業関係、土地住宅関係等につきまして軽減措置の適用を延長す

るなど実情に応じた所要の改正が行われることとなつていすことは、いづれも当を得た措置と認められます。

最後に一言申し述べます。

本法律案は、いわゆる日切れ法案として年度内成立がぜひとも必要とされるものであります。たゞ、諸般の事情からその審議に十分な日時を費やし得なかつたのであります。特に今回は、例年と異なり、本法律案が唯一の租税法案であることからしても、まことに遺憾とするところであります。その意味において、近い機会に税制についての掘り下げた審議が行われることを期待するものであります。

以上申し述べました理由により、本法律案に賛成する態度を表明して私の討論を終わります。

(拍手)

○田中委員長 佐藤観樹君。

○佐藤(観)委員 私は、日本社会党を代表いたしました。ただいま議題となりました租税特別措置法の一部を改正する法律案につきまして反対の立場を明らかにしたいと思ひます。

まず冒頭、国会がロッキード汚職事件に端を発し、その後の三木内閣の真相究明に対する積極的な姿勢が見られないどころか、逆にアメリカ政府と捜査取り決めを結び、いわゆる政府高官名を国民の前に明らかにしない行動をとつてゐるのであります。そのため国会が空転し、国民生活に大変関連の深い当大蔵委員会の実質審議ができない状態になつてゐることをまことに遺憾に存する次第でございます。政府は速やかに国会正常化の政治情勢をつくるよう事態打開のためにすべての政治姿勢を明らかにすべきであります。

さて、政府は、今回の改正において税制の公平化をうたいながら、その改正内容は全くそのうたい文句に反しておると言わざるを得ない実態であります。

まず第一に、今回の改正において所得税減税が見送られたことに強い不満と疑問を感じるのであります。

政府は、財政事情窮迫のため減税の余地はないとして所得税減税をしないこととしておりますが、このことは国民にとつてはなほ疑問を感じざるを得ないところであります。現在のインフレと不況の進行下において減税がないということとは、実質的には増税を意味するのであります。ちなみに試算いたしますと、夫婦と子供二人の標準世帯におきまして、昨年並みの一三〇%の賃金アップがあれば、年収二百萬円のサラリーマンの課税額は住民税を含めまして、二万一千四百七十円から四万二千七百円へと実に倍増するという恐ろしい増税となるのであります。加うるに、インフレは物価上昇を通じて実質所得を減少させますので、庶民大衆にとりましては二重に収奪される結果となります。春闘の世論調査や新聞の投書欄でも、減税を求めざるは非常に強いものがあつたし、財界ですら不況脱出のために実質所得をふやす減税を主張してゐるのであります。国民大衆にとりましては、財政事情の窮迫も不況もインフレも、自分たちの招いたものではありませぬ。これはひとえに政府与党の政策の失敗によるものであります。その失敗の結果のしわ寄せをすべて零細庶民にかぶせようとするのが今回の税制改正の基本的な態度であると断ぜざるを得ないのであります。このことは、十分理由のある物価調整減税をさえ財政事情の困難を理由に見送つた政府が、一方においては、企業のもうけ過ぎに対する会社臨時特別税を廃止して、四十九年度実績で千八百億円余りもある財源を無視しようとしてゐることを考へるとき一層はつきりしてゐるのであります。

大企業には減税、庶民には増税というのが政府の政策と言わざるを得ません。

政府は、また、不況対策を唱へて景気の振興に努めておる旨申しておりますが、この面においても減税による景気刺激効果を不当に過小評価して、しやにむに減税を避けようとしております。

政府の理由とするところは、減税を実施しても貯蓄は回つてしまつて消費には回らないから、減税は景気対策にならないということにあります。しかし、これは非常に国民を侮辱した言い方であり、これが好きこのんで消費を控えましようか。皆これは政府の招いた不況によるショックから、やむを得ずとつてゐるのであります。好況時には消費は十分になされたのであります。また、社会福祉の不十分さに備へて貯蓄に向かわざるを得ないのであります。さらには、住宅対策の貧困さから、将来の住宅の確保に、高騰した地価を横目ににらみながら、絶望的になる心を励ましながら貯蓄に励んでゐるのであります。もし住宅に不安がなく、福祉制度が充実しており、景気の将来に不安がないとすれば、だれが好きこのんで消費を控え、貯蓄に走りましようか。現にアメリカは一九七五年に二百二十八億ドル、西ドイツは百三十七億マルクの大規模減税を行い、この個人消費の回復によつて不況を脱出したのであります。このように見てまいりますと、政府は、みづからまいた種を国民に刈り取らせようとしてゐると断ぜざるを得ません。

このように、いかなる点から見ましても、所得税減税は見送られるべきでないであつて、所得税減税の見送りを前提となされた今回の税制改正の基本的態度に反対するものであります。

第二に、まだまだ課税負担の公平が図られていない、つまり、特別措置の改廃が不徹底という点から今回の税制改正に反対するものであります。

政府は、今回の租税特別措置法の一部改正は、課税負担の公平の実現のために、企業税制を中心全面的に見直ししたとしておりますが、その実態は一層の不公平の激化と言つて過言でないのであります。先ほども述べましたように、減税すべき庶民からは実質的に増徴し、もうけ過ぎ企業に対しては会社臨時特別税を廃止し、それにかえて、初年度百五十億、平年度においてさへ一千五百十億円の増収にすぎない程度の改正をしてゐるのであります。この面における差引き勘定でさへ、すでに七億圓近い企業に対する減税になつてゐるのであります。政府は、会社臨時特別税は臨時のものであり、期限が到来すれば当然に廃止すべきであるとしておりますが、国民大衆に対する恒常化した減税は中止されなければならぬといつた現状において、果たしてもうけ過ぎ企業に對して臨時に特別税を徴取することが許されないものでしょうか。もし臨時ということならば、法人税法に累進税率を導入するなどの、より根本的な税負担の公平を図るべきであり、租税特別措置も期限が到来してゐるものは幾らでもあつたから、もつと徹底して廃止することこそ政府のとるべき態度であります。

また、所得税面におきましても、利子所得の分離課税制度は依然として放置されたままであります。現在のうちに、インフレと不況により富の偏在が顕著になつてきてゐるときには、この利子所得の分離課税制度は一層富の格差を拡大するものであります。そのほかにも、配当控除制度による課税最低限における配当所得者ののはなはだしき有利さ、株式の売買利益に対する非課税など、所得税法それ自体における課税負担の不公平が是正されずにゐることを考えますと、政府の言う税負担の不公平の是正はまことに空虚なものと言わざるを得ません。

さらに、個人の土地譲渡所得課税も長期譲渡所得に對して一段と強化を図るべきです。法人の支払い配当課税制度は、当初の目的である法人の自己資本の充実に何ら貢献してゐない実態から、全廃すべきであります。交際費課税の強化も若干は図られたもののまだ不十分です。各種の準備金の廃止もまだ不徹底であります。

また自動車関係諸税の引き上げを見ましても、いまや生活必需品化したマイカーに對し増税を厳しくし、運輸業者の大型トラック等に緩くしようとしており、ここでも不公平な改正が行われております。

以上のように、今回の租税特別措置法の一部を改正する法律案につきましては反対するものであります。わが党といたしましては、以上のような税負担の不公平を是正すべく、一兆円減税等を盛り込んで

か、これは非常に国民を侮辱した言い方であり、これが好きこのんで消費を控えましようか。皆これは政府の招いた不況によるショックから、やむを得ずとつてゐるのであります。好況時には消費は十分になされたのであります。また、社会福祉の不十分さに備へて貯蓄に向かわざるを得ないのであります。さらには、住宅対策の貧困さから、将来の住宅の確保に、高騰した地価を横目ににらみながら、絶望的になる心を励ましながら貯蓄に励んでゐるのであります。もし住宅に不安がなく、福祉制度が充実しており、景気の将来に不安がないとすれば、だれが好きこのんで消費を控え、貯蓄に走りましようか。現にアメリカは一九七五年に二百二十八億ドル、西ドイツは百三十七億マルクの大規模減税を行い、この個人消費の回復によつて不況を脱出したのであります。このように見てまいりますと、政府は、みづからまいた種を国民に刈り取らせようとしてゐると断ぜざるを得ません。

このように、いかなる点から見ましても、所得税減税は見送られるべきでないであつて、所得税減税の見送りを前提となされた今回の税制改正の基本的態度に反対するものであります。

第二に、まだまだ課税負担の公平が図られていない、つまり、特別措置の改廃が不徹底という点から今回の税制改正に反対するものであります。

政府は、今回の租税特別措置法の一部改正は、課税負担の公平の実現のために、企業税制を中心全面的に見直ししたとしておりますが、その実態は一層の不公平の激化と言つて過言でないのであります。先ほども述べましたように、減税すべき庶民からは実質的に増徴し、もうけ過ぎ企業に対しては会社臨時特別税を廃止し、それにかえて、初年度百五十億、平年度においてさへ一千五百十億円の増収にすぎない程度の改正をしてゐるのであります。この面における差引き勘定でさへ、すでに七億圓近い企業に対する減税になつてゐるのであります。政府は、会社臨時特別税は臨時のものであり、期限が到来すれば当然に廃止すべきであるとしておりますが、国民大衆に対する恒常化した減税は中止されなければならぬといつた現状において、果たしてもうけ過ぎ企業に對して臨時に特別税を徴取することが許されないものでしょうか。もし臨時ということならば、法人税法に累進税率を導入するなどの、より根本的な税負担の公平を図るべきであり、租税特別措置も期限が到来してゐるものは幾らでもあつたから、もつと徹底して廃止することこそ政府のとるべき態度であります。

また、所得税面におきましても、利子所得の分離課税制度は依然として放置されたままであります。現在のうちに、インフレと不況により富の偏在が顕著になつてきてゐるときには、この利子所得の分離課税制度は一層富の格差を拡大するものであります。そのほかにも、配当控除制度による課税最低限における配当所得者ののはなはだしき有利さ、株式の売買利益に対する非課税など、所得税法それ自体における課税負担の不公平が是正されずにゐることを考えますと、政府の言う税負担の不公平の是正はまことに空虚なものと言わざるを得ません。

さらに、個人の土地譲渡所得課税も長期譲渡所得に對して一段と強化を図るべきです。法人の支払い配当課税制度は、当初の目的である法人の自己資本の充実に何ら貢献してゐない実態から、全廃すべきであります。交際費課税の強化も若干は図られたもののまだ不十分です。各種の準備金の廃止もまだ不徹底であります。

また自動車関係諸税の引き上げを見ましても、いまや生活必需品化したマイカーに對し増税を厳しくし、運輸業者の大型トラック等に緩くしようとしており、ここでも不公平な改正が行われております。

以上のように、今回の租税特別措置法の一部を改正する法律案につきましては反対するものであります。わが党といたしましては、以上のような税負担の不公平を是正すべく、一兆円減税等を盛り込んで

か、これは非常に国民を侮辱した言い方であり、これが好きこのんで消費を控えましようか。皆これは政府の招いた不況によるショックから、やむを得ずとつてゐるのであります。好況時には消費は十分になされたのであります。また、社会福祉の不十分さに備へて貯蓄に向かわざるを得ないのであります。さらには、住宅対策の貧困さから、将来の住宅の確保に、高騰した地価を横目ににらみながら、絶望的になる心を励ましながら貯蓄に励んでゐるのであります。もし住宅に不安がなく、福祉制度が充実しており、景気の将来に不安がないとすれば、だれが好きこのんで消費を控え、貯蓄に走りましようか。現にアメリカは一九七五年に二百二十八億ドル、西ドイツは百三十七億マルクの大規模減税を行い、この個人消費の回復によつて不況を脱出したのであります。このように見てまいりますと、政府は、みづからまいた種を国民に刈り取らせようとしてゐると断ぜざるを得ません。

このように、いかなる点から見ましても、所得税減税は見送られるべきでないであつて、所得税減税の見送りを前提となされた今回の税制改正の基本的態度に反対するものであります。

第二に、まだまだ課税負担の公平が図られていない、つまり、特別措置の改廃が不徹底という点から今回の税制改正に反対するものであります。

だ昭和五十一年分の所得税の臨時特例に関する法律案、そしてその財源となるべき土地増価税の創設、長年われわれが主張してきた通勤費、夜勤手当の非課税、労働組合費控除の創設、退職金の退職所得控除額的大幅引き上げ等を含んだ所得税法の一部改正、有価証券取引税の一部改正、優遇措置を縮小した有価証券取引税の一部改正、大企業に対して負担能力に応じた課税を行うための超過累進税率の採用や受取配当の益金不算入制度の廃止、法人の貸倒引当金の繰入限度の縮小などを盛り込んだ法人税法の一部改正、そして最後に、租税特別措置法について政府改正案の不徹底な部分をさらに改正するため、利子配当課税、個人の土地譲渡所得課税、法人の支払い配当課税制度、交際費課税、各種の準備金制度等にも鋭く改廃のメスを入れ、課税の負担の公平化を目指し、あわせて会社臨時特別税法の二年間の延長により、もうけ過ぎの大企業に対しても適切な課税を求める法案を用意しております。

しかし、冒頭述べましたように、現在の政治情勢は、このような重要問題を長期展望に立って静かに論議するような環境になっておりませんので、国会正常化の暁に改めて提案することを申し述べておきます。

以上をもって政府提案の租税特別措置法の一部改正案に反対の討論を終わります。(拍手)

○田中委員長 増本一彦君。

○増本委員 私、日本共産党・革新共同を代表して、ただいま議題になりました租税特別措置法の一部を改正する法律案について、反対の立場を表明して討論をいたします。

まず、今日異常な事態のもとで異常な審議をするようになったことは、挙げて、国民の政府高官名を含む一切の資料の公表を求める世論に挑戦をし、ロッキード問題に関する国会決議をじゅうりんする政府の責任であります。わが党は、この政府の重大な責任を厳しく糾弾するものであります。さて、本改正案について論及をいたします。

まず第一に、未曾有の不況、インフレと財政危機をもたらした高度経済成長政策の主要な柱が、大企業、高所得者に対する数多くの特権的減免税であったことを指摘しなければなりません。貸倒引当金、退職給与引当金を初め数々の引当金、準備金や特別償却、割り増し償却、利子配当の分離課税など、諸国にその例を見ない大企業、高所得者に対する税制上の優遇措置こそ、金融財政上の諸措置とともに、自民党政府の国民犠牲、大企業本位の高度成長政策の仕組みそのものであります。

減価償却を例にとってみても、全製造業でアメリカの一・五倍、イギリスの二倍という異常に高い償却率が西欧諸国よりはるかに速い速度で設備投資を進め、他方、資本金百億円以上の大企業の方が資本金一億円以下の中小企業より実際の税負担率が低いという逆累進の不正税制をもたらしているのではありません。

わが党は、かねてからこのことを強く指摘し、大企業、高所得者に対する特権的減免税の改廃と不正税制の是正を要求してまいりました。

本年一月、総理府発行に係る「世論調査」で紹介された国民の税制意識調査を見ても、現行の税制が公正であると答えたものはわずかに四割にすぎず、逆に不正であるとするものが五五%と過半数を超えておりますが、いまや大企業に対する特権的減免税の改廃、不正税制の是正は国民の声であります。

しかるに、自民党政府は、従来からこの国民の声を無視し、見直しと称しつつ、この不当な特権的減免税を延長し、拡充してきたのであります。第二に、政府の本改正案は、この従来の反国民的態度を継承するものであります。

すなわち、一つに、大企業優遇措置を拡大延長している点であります。特に、特定機械の初年度四分の一の特別償却の対象に、将来の技術水準の高度化を図るものとして、高精度の工作機械を加えたほか、海外投資等損失準備金に経済協力推進のための特定大型プロジェクトを加えているので

あります。政府は、来年度税制改正を増税も減税もしない景気中立型を志向するように装いながら、不当にも勤労者の所得税減税を見送りながら、海外投資と輸出拡大という大企業中心の景気対策を金融政策のみならず税制にも導入して、大型プロジェクトによる海外進出を保護するなどの理由は全く存在しないと言わなくてはなりません。

二つ目に、大企業、高所得者の優遇措置の手直しが見せかけにすぎない点であります。政府すら、公害防止のための支出と結びつかず利益留保的な準備金と認めている公害防止準備金は、単なる積立率の若干の引き下げに終わり、財界の主張に屈したものや評さなくてはなりません。増加試験研究費の税額控除も、試験研究費を全額損金算入した上で、なお税額控除を認めるものであって、控除率を引き下げたの延長も絶対に認めるわけにはまいりません。電力会社の湯水準備金、保険会社の異常危険準備金、大商社等の違約損失補償準備金や電算機買い戻し準備金などには全く手をつけずに、その他の準備金、特別償却、割り増し償却などの若干の手直しも、優遇措置の改廃と言うには全くほど遠いものであります。

第三に、今回の政府案の目玉商品とも言うべき交際費課税の特例についてもまだまだ不十分であると言わなくてはなりません。損金算入限度額の計算の基礎となる資本金等の額には資本積立金も加わっているのではありませんから、不算入割合を七五%から八〇%に引き上げてはならない、株式の時価発行を行って多額のプレミアムを獲得してきた大企業に有利なことは言うまでもありません。これは、わが党の主張するように百分の百に改めるべきであります。

第四に、自動車関係諸税の税率引き上げも、排ガス規制の強化やメーカーの責任追及は全く放置したままで、大衆課税の強化の方向を一層固ろうとするものであります。また、本法の税率をそのままにして、暫定税率のみを安易にいじくるのみであって、末端消費者への転嫁を認め、何の物価

対策もないことも政府の重大な怠慢であります。自動車重量税を依然として目的財源として、高速道路、産業道路財源として国民に負担の強化を求めることも、国民生活基盤整備の非常な立ちおくれの現状から見ても、きわめて重大な問題であります。

なお、中小企業、漁業、勤労者に関連する一定の改良措置がとられていますが、これはすべて当然のことでもあります。

以上のとおり、政府案は、国民が要求する大企業、高所得者に対する特権的減免税の廃止とは大きな隔たりのあるものと言わなくてはなりません。

今日の財政危機打開の道は、わが党が主張しますように、貸倒引当金、退職給与引当金など、法人税法所定の引当金を実態に合わせて圧縮するほか、配当の課税や受取配当益金不算入をやめるとともに、世界でも例を見ない大企業向けの各種準備金、特別償却、割り増し償却、税額控除などの諸措置を改廃し、大資産家向けの利子、配当所得の分離課税をやめて総合課税にし、給与所得控除の青天井もやめること、さらに大企業の内部留保などに対する臨時非課税積立金増加税の創設等、所要の措置を講ずる以外にありません。

今日の財政危機を国民の犠牲によって切り抜け、一層不正を拡大しようとする政府案には反対の態度を明らかにして、討論を終わります。(拍手)

○田中委員長 広沢直樹君。

○広沢委員 私は公明党を代表して、ただいま議題となりました租税特別措置法の一部を改正する法律案について、若干の意見を申し述べつつ、反対の討論を行うものであります。

まず、わが国の歳入不足の現状は、政府が五十年一度予算案で赤字国債三兆七千五百億円を含み、七兆二千七百五十億円の国債発行を予定していることや、大蔵省が発表した財政収支試算によると、このままの状態を進行するならば、五十五年まで赤字国債の発行が避けられないことな

どに明らかかなように、きわめて深刻かつ巨額なものであります。

このような深刻な事態に直面して、当委員会が歳入の確保、社会的公正を図るための不公平税制の是正、景気対策と税制改正の関連など、税制度の抜本的な改革のために、本法案のみならず、本法の所得税、法人税につきましてもあわせて慎重にして十分な審議を行うことは、国民に対する責務であったはずであります。わが党は、本法案の慎重審議はもとより、税制改正案の提案を意図し検討していただく所でありたい。

しかるに、本法案に対する審議が今日まで大幅におくれ、年度未だ過ぎりぎりの異常な状態に至ったことは、はなはだ遺憾であります。本法案が十分に審議できない状態に至らした最大の原因は、言うまでもなく、わが国の民主政治の根幹に揺れるロッキード事件に対処する三木内閣の後ろ向き姿勢によるものであり、挙げて政府の重大責任と言わざるを得ないのであります。

しかしながら、わが党は、今日の経済危機下において、本法案が期限切れとなつて生ずる混乱、さらに中小企業、農林漁業関係の特例処置が見送られ、最も重要な中小企業、農林漁業対策上好ましからざる影響を与えるばかりでなく、本法案改正の趣旨である企業優遇税制の改正が、逆に企業との利得を促進し、不公平の上にさらに不公平を拡大する結果を招きかねないなど、多くのひずみを生ずるおそれがあることを勘案し、後日、税制全般について十分日程をとって徹底審議を行い、今後の税制改正に反映させることが当委員会において確認されましたので、あえてここに討論のみを行うものであります。

本法案の内容につきましては、大蔵大臣が財政演説でみづから述べておられる高い評価とは全く逆で、きわめて糊塗的なものであります。すなわち、政府は、今日の財政、経済情勢に対処して、税制の根本的洗い直しを公約したにもかかわらず、その改正項目の対象としたものは百九十六項目のうち、廃止及び縮小を含めてわずか六

十九項目であり、また租税特別措置全体の減収額に比べると、五十一年度分改正の税収額は、初年度百五十億円にすぎないことから見ましても明らかであります。

したがって、政府が当面する財政事情と今後の状況を勘案するならば、かねてよりわが党が主張し続けてきました交際費課税の強化、大企業を優遇する各種準備金制度や税額控除、特別償却制度などについては徹底的な洗い直しをすることを初め、今回の対象にならなかつた所得税の利子、配当所得者に対する課税の特例を廃止し、総合課税とすることが緊要であつたはずであります。にもかかわらず、こういった措置がほんの一部の改正、手直し程度にすぎず、とうてい容認できないわけでありたい。

加えて、会社臨時特別税の廃止は、その立法の趣旨、課税状況、税収額等から見ましても、大銀行など大企業に対する実質的減税措置であると言わざるを得ません。

また、法人税本法中の金融機関に対する貸倒引当金など、各種引当金、配当課税、法人の受取配当の益金不算入制度なども、その実態が大企業優遇となつていふことは明らか事実であり、当然廃止及び縮小の方向で見直す必要があるにもかかわらず、政府は、法人税本法の問題であるからと、その是正を回避し、全く手をつけようとしな

いで、従来の高度経済体制の大企業擁護をそのまま温存するものであり、きわめて遺憾であります。さらに政府は、自動車関係税の税率引き上げを初め、五十一年度税制改正においては、不況、物価高のもとで苦悩にあえぐ国民生活の実情や、景気対策から考えて一石二鳥とも言ふべき最も効果的な所得税の減税を見送り実質的増税を図るなど、大衆課税の強化を図つております。

これら政府の税制改正に対する姿勢は、一貫して大企業や金持ちを優遇する不公平税制には根本的なメスを入れず、逆に所得税減税の見送りなど大衆課税を強化し、社会的公正を拡大するばかりか、

りか、直面する深刻な歳入不足に対しても政策や手段を何一つ明示していないものと言わなければなりません。

このような租税特別措置法の一部を改正する法律案は断じて容認するわけにはいかないものであります。このことは後日質疑を通して明らかにすることとし、以上をもって私の反対討論を終了いたします。(拍手)

○田中委員長 竹本孫一君。

○竹本委員 私は、民社党を代表いたしましたし、ただいま提案されております租税特別措置法の一部改正法律案に次の三点から反対の討論をいたします。

第一は、租税民主主義の貫徹に関する問題であります。

イギリスにおいては、代表がなければ租税なしということわざがあるそうでございますけれども、言うまでもありませんが、租税負担を国民の了解を得てやるということが議会政治の起りであり、その意味において予算や税法の審議というものは民主主義の議会のもとにおいては最重要の課題である、かように考えております。しかるに今度の国会におかましては、予算は暫定予算、そしてまた法案については日切れ法案の名のもとにほとんど審議を行わないで討論、採決ということになりまして、まことにこれは遺憾のきわみでありまして、強くその点を指摘しておきたいと思ひます。

民社党は、ロッキード問題につきましても、すでに御承知のようにロッキード問題はロッキード問題として、そしてまた予算は予算として並行的に審議すべきものであるという立場をとつております。もちろんロッキード問題を予算審議の名に隠れてごまかすことは許されませんが、特別委員会にかけられる前に政府が具体的誠意のある対応を示さなければならぬということが条件になっておりました。この点について政府の対応が非常に不徹底でありましたために、ついに今日までのような大きな矛盾を生んでしまつたわけでありま

す。その点は非常に遺憾でございます。他の同僚の諸君から御指摘のありましたとおりであります。

しかし、いづれにいたしましても、この税法の審議という議会あるいは議事人に課せられた最重要の課題が全然審議抜きの採決あるいは処理ということは異例中の異例でございます。後でまた十分審議するといふ約束も委員長からいただいたおられますけれども、それにいたしましては今回の事態は余りにも異例である。全くこれは租税特別措置法の特別措置であつて、特別審議はないと言わなければならぬ、非常に残念に思う点であります。

第二は、租税特別措置の項目を、非常に数は相当大きく整理をされる、百九十六項目の中で六十九項目の整理をする、法人税に關しましては九十八のうち五十九項目を整理して六〇%以上の問題に取り組んだということでございますけれども、確かにこの点は当局の御努力を一応評価しなければならぬと思つております。

しかしながら、同時に考えてみれば、それほど二百に及ぶごうした特別措置の項目があるということ自体に問題があつたかと思つております。一つは項目が多過ぎる、きめが細か過ぎるという点であります。一つは特別措置を認めたものは廃止すべき段階が来ても既得権化してそれが残されておるといふことでもあります。もう一つは、先ほど来御指摘のありますように、この特別措置が大資本その他富裕階級に非常に有利になつておつて、それがために社会的な不正といふものはむしろ拡大されておるといふ点でございます。この点は改め特別措置あるいは税制全体を論議する場合においては十分検討を加えなければならぬと思つております。

第三番目は、産業政策、経済政策との関連において一体租税の任務というものはどんなものであるかということについての反省が必要ではないかと思つております。今日、景気が正月以来、一般に言われているよ

うに少し上向きになってまいりまして、底離れがやや認められるに至ったことは御同慶であります。しかし、今度の自動車課税の問題でございませぬけれども、先ほどの大臣の説明を聞いておると自動車に係る税負担の現状にかんがみと言われるので、軽くするということかと思つたら重くするということでありまして、これははなはだ遺憾であります。

と申しますのは、第一は先ほど来御指摘のありましたような大衆課税、大衆負担ということでありませぬ。自動車の税金が多過ぎて、大体五年たれば新しく税金だけで一台買えるというようなこともよく指摘されておりますし、特に今日は通動の場合にマイカーは一つの必需品になっておりまして、課税最低限以下の所得の人でさえもマイカーを持つておる。それには今度は税金が引き上げられる。こういうような大衆課税の矛盾というものがある。この点を非常に憂慮するものであります。

この大衆課税の問題のほかに、もう一つ重要な点は産業経済政策の立場からであります。と申しますのは、この景気の回復を何が支えておるかと言へば、いわゆる個人消費もまだ非常に微力でございます。一番大きな力は御承知のように輸出であります。輸出は何か。アメリカに対する輸出が中心になっておる。アメリカが中心の担い手であります。アメリカの景気、アメリカの景気といふまでも、アメリカにおきましても今回は、従来は大体個人の消費とそれから住宅投資ということで景気を盛り上げておるのでございませぬけれども、今日の状況ではアメリカも住宅投資は全然進んでおりませぬ。年率二百三十万戸ぐらゐのものがいまは百二十万戸ぐらゐで、大体半分になっておる。そういうことで、これは住宅投資というものでないものだから、主として個人消費に期待をしなければならぬということになります。その個人消費の面でアメリカの輸入

の実態を少し考えてみなければならぬのではないかと。

と申しますのは、日本の経済政策あるいは財政政策、租税政策には基本的な重点戦略というものが余りないのではないかということをお心配するから指摘するわけでございませぬが、アメリカは輸入がことしは大体二〇％ぐらゐふえるであろうと言われておる。ところが日本のアメリカに対する輸出はことしは大体一〇％であろうというのが常識であります。いま政府は幾らに見ておられるかまた改めて議論をしますけれども、大体一〇％である。アメリカが一〇％輸入をふやすのに、日本の輸出が一〇％しか伸びないというのはどういうわけだ。これは御承知のように繊維産業その他の部門において東南アジアの進出が非常に激しく、たとへば衣類で見ますと数年の間に五九％まで東南アジアのシェアがふえてまいりまして、ラジオにおきましてもこの間までは三四％のものが最近では四三％になっておる。テレビは、この間まで一七％のシェアしか持つておられなかった香港、台湾あるいは韓国、そういうところがいま五二％占めておる。すなわち、もう半分あるいは半分以上というものをそういう産業部門において、言葉をかえて言へば従来日本が強みとしておったチープレーバを中心とする部面においては、みんなこうした香港や台湾や韓国に追いつけられておる、日本のシェアがぐつと減つておるのです。だから日本の輸出が、一般に一二％ふえるはずなのに一〇％しかふえない、こういうことになっておる。日本の将来の世界市場に臨む経済戦略ということから考えれば、日本はこれから何を中心に置いて、どこに重点を置いて世界市場に乗り出していくかということについての基本戦略がなければならぬ。それは私が先ほど申しました鉄鋼と自動車を中心とする。その自動車に今日税金をさらにふやして、一体自動車産業にいかなる役割りを持たせようとするのか、その点が非常に疑問でございまして、私は、ただ税は取ればよろしいというのは大蔵当局の狭い考え方であつて、税

をかける場合にも常に世界市場を見渡しての大きな基本戦略、経済政策と産業政策が貫かれていなければならぬと思つておる。そういう点においてわが国の税制には遺憾な点が非常に多い。この点も指摘してまいりたいと思つておる。

以上、三点の理由によりまして、遺憾ながら特別措置法の改正案には反対である。討論を終わります。(拍手)

○田中委員長 これにて討論は終局いたしました。

○田中委員長 これより採決に入ります。租税特別措置法の一部を改正する法律案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○田中委員長 起立多数。よつて、本案は原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願ひたいと思つておるが、これに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○田中委員長 御異議なしと認めます。よつて、

一〇・〇三 大妻及びはだか妻

別表第一第一〇・〇五号中

(i) コーンスターチの製造に使用するもの

(2) その他のもの

(i) 課税価格が一キログラムにつき三〇円以下のもの

無税

さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○田中委員長 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。午後五時五十一分散会

関税暫定措置法の一部を改正する法律案

関税暫定措置法の一部を改正する法律

関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項並びに第七条第一項及び第四項中「昭和五十一年三月三十一日」を「昭和五十二年三月三十一日」に改める。

第七条の二第一項及び第二項中「昭和五十一年三月三十一日」を「昭和五十二年三月三十一日」に改め、同条第三項中「昭和五十一年三月三十一日」を「昭和五十二年三月三十一日」に改める。

第七条の三第一項及び第三項並びに第八条第一項中「昭和五十一年三月三十一日」を「昭和五十二年三月三十一日」に改める。

別表第一第一〇・〇三号を次のように改める。

無税

を

無税

に、

一キログラムにつき、

三〇円から

課税価格を

(ii) 課税価格が一キログラムにつき三〇円をこえるもの

(2) その他のもの

別表第一第二八・四七号の次に次の一号を加える。

二八・五一 同位元素及びその無機又は有機の化合物(化学的に単一の化合物であるかどうかを問わないものとし、第二八・五〇号に該当する同位元素及び化合物を除く。)

一 重水素水

別表第一第二九・四二号中

B その他のもの

(1) カフェイン無水物の含有量が乾燥状態における無水物として計算した全重量の九八・五%に満たないもの

(2) その他のもの

別表第一第四四・〇二号を削る。

別表第一第四五・〇四号の次に次の一号を加える。

四六・〇一 さなだその他これに類する組物材料の物品(用途を問わないものとし、これらをストリップ状にしたものを含む。)

一 ばつかんさなだ

別表第一第五四・〇一号及び第五四・〇二号中「七・五%」を「無税」に改める。

別表第一第七四・〇一号中「四一五円」を「四五五円」に、「四三〇円」を「四七〇円」に、「四二五円」を「四六五円」に、「四四〇円」を「四八〇円」に改める。

別表第一第八四・三三号及び第八四・三五号中「一〇%」を「七・五%」に改める。

別表第一第八七・〇一号中

一 車輪式のもの

(1) 公称馬力が五〇馬力以上のもの

(2) その他のもの

一キログラムにつき一五円

控除した額の半額及び八円六〇銭一キログラムにつき八円六〇銭

無税

無税

五%

六・二五%
七・五%

附則

1 この法律は、昭和五十一年四月一日から施行する。

2 この法律の施行前に関税暫定措置法第八条の

七の軽減税率の適用を受けた改正前の同法別表第一一〇・〇五号の(1)の(i)に掲げる物品については、なお従前の例による。

3 この法律の施行前にした行為及び前項の規定

により従前の例によることとされる物品に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理由

最近における内外の経済情勢の変化に対応するため、一部の機械について関税率の引下げを図る等関税率について所要の調整を行うとともに、関税の減免還付制度のうち期限の到来するものについてその適用期限を延長する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

租税特別措置法の一部を改正する法律案

租税特別措置法の一部を改正する法律案

目次中「第二十条の六」を「第二十条の五」に、「第二十八条の六」を「第二十八条の四」に、「第二十九条の三」を「第二十九条の四」に、「第四十一条の十五」を「第四十一条の十四」に、「第六十八条の四」を「第六十八条」に改める。

第四条第一項中「(財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第四条第一項ただし書の規定により発行されるもの及びこれに係る国債で国債整理基金特別会計法(明治三十九年法律第六号)第五条の規定により発行されるもの並びに昭和五十年度の

八 高精度の工作機械その他の産業機械のうちその設置をすることが将来の我が国の技術水準の高度化を図るために緊急に必要なものとして政令で定めるものを事業の用に供する個人

第十二条を削り、第十一条の二を第十二条とする。

第十二条の二第一項中「前三条」を「前二条」に改め、同項の表中「三分の一」を「四分の一」

の公債の発行の特例に関する法律(昭和五十年法律第八十九号)第一条の規定により発行されるものに限る。以下この条において同じ。」を削り、同項第二号中「こえない」を「超えない」に改め、同条第三項を削る。

第七条中「昭和五十一年三月三十一日」を「昭和五十三年三月三十一日」に改める。

第十条第一項中「昭和五十一年」を「昭和五十三年」に改め、「(以下この項において「比較試験研究費額」という。))」を削り、「(以下この項において「比較試験研究費額」という。))」を削り、「(以下この項において「基準増加額」という。))」を超える場合におけるその基準増加額を超える部分の金額については、百分の五十)を乗じて計算した金額」を「百分の二十」に改める。

第十一条第一項中「第十号」を「第十一号」に改め、同項の表の第二号から第七号までの規定中「三分の一」を「四分の一」に改め、同表の第十一号を同表の第十二号とし、同表の第十号中「四分の一」を「五分の一」に改め、同表の第十一号とし、同表の第九号中「四分の一」を「五分の一」に改め、同表の第八号中「四分の一」を「五分の一」に改め、同表の第九号とし、同表の第七号の次に次の一号を加える。

当該産業機械 四分の一

に、「五分の一」を「六分の一」に、「二分の一」を「三分の一」に、「四分の一」を「五分の一」に改める。

第十二条の三第一項中「昭和五十一年三月三十

一日」を「昭和五十四年三月三十一日」に、「第十一條から前条まで」を「前三條」に、「五分の一」を「六分の一」に改める。

第十三條第一項中「十分の三」を「十分の二」に、「三分の一」を「四分の一」に改める。

第十三條の第二項第二号中「昭和五十一年三月三十一日」を「昭和五十三年三月三十一日」に改め、同項第三條を次のように改める。

三 当該個人が、適用年の十二月三十一日において漁業再建整備特別措置法（昭和五十一年法律第 号）第二條に規定する中小漁業者で昭和五十一年四月一日から昭和五十三年三月三十一日までの間に同法第五條第一項に規定する中小漁業構造改善計画に係る同項の認定を受けた同項に規定する漁業協同組合等（以下この号及び次項第一号において「漁業協同組合等」という。）の構成員（当該漁業協同組合等が二以上の漁業協同組合等を会員とする法人である場合には当該法人を直接又は間接に構成する会員の構成員とし、これらの者のうち当該中小漁業構造改善計画を実施する者として政令で定めるものに限る。）であるものに該当し、かつ、その年において同法第四條第一項に規定する特定業種に属する事業で当該中小漁業構造改善計画に係るものを主として営む場合として政令で定める場合、漁船

第十三條の二第二項第一号中「あつた日」の下に「（当該認定を受けた漁業協同組合等が旧中小漁業構造改善計画（旧中小漁業振興特別措置法（昭和四十二年法律第五十九号）第四條の二第一項に規定する中小漁業構造改善計画をいう。以下この号において同じ。）に係る同項の認定を受けた漁業協同組合等であり、かつ、当該漁業協同組合等が受けた前項第三号に規定する認定に係る中小漁業構造改善計画に係る同号に規定する特定業種が旧特定業種（同条第一項に規定する特定業種をいう。）に該当する業種である場合には、当該漁業協同組合等の旧中小漁業構造改善計画に係る同項の

認定のあつた日」を加える。

第十四條第一項中「新築した貸家住宅で政令で定めるもの」を「新築された貸家住宅のうちその者の営む事業に係る使用人の居住の用に供する家屋以外のものとして政令で定めるもの（以下この項において「貸家住宅」という。）に、「又は当該貸家住宅」を「又は貸家住宅」に改め、「（その者の営む事業に係る使用人の居住の用を含む。以下この項において同じ。）及び「又は事業所得の金額」を削り、「百分の三百」を「百分の二百」に、「百分の四百」を「百分の二百五十」に改め、同条第二項中「昭和五十一年三月三十一日」を「昭和五十三年三月三十一日」に、「新築した中高層」を「中高層」に、「以下この条において同じ。」を取得し、又は当該店舗等併設住宅を新築して、当該店舗等併設住宅の店舗等を「）又は都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第二條第六号に規定する施設建築物（以下この条において「特定建築物等」と総称する。）で新築されたものを取得し、又は特定建築物等を新築して、これを「）に、「当該店舗等（その年分の）」を「当該特定建築物等（その年分の不動産所得の金額又は若しくは）」に、「同法第四十九條第一項」を「所得税法第四十九條第一項」に、「当該店舗等について」を「当該特定建築物等について」に、「百分の二百」を「百分の百四十」に、「当該店舗等」を「当該特定建築物等」に改め、同条第三項中「店舗等」を「特定建築物等」に、「添附」を「添付」に改める。

第十五條第一項中「昭和五十一年三月三十一日」を「昭和五十三年三月三十一日」に、「又は当該特定備蓄施設等」を「又は特定備蓄施設等」に、「百分の百五十」を「百分の百四十」に改める。

第十六條第二項中「百分の三十」を「百分の二十」に改める。

第十六條の二第一項中「中小企業特恵対策臨時措置法（昭和四十六年法律第三十八号）第三條第

一項」を「中小企業事業転換対策臨時措置法（昭和五十一年法律第 号）第三條第一項」に改め、「国際経済上の調整措置の実施に伴う中小企業に対する臨時措置に関する法律（昭和四十六年法律第百二十四号）第六條第三項」を削り、「中小企業近代化促進法第五條第三項」の下に、「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法（昭和五十年法律第三十一号）第七條第一項」を加え、「又は廃棄物」を削り、「若しくは船舶又は廃棄物」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 中小企業事業転換対策臨時措置法第三條第一項の認定を受けた同法第二條に規定する中小企業者 同項の認定（政令で定める期間内に受けたものに限る。）

第十六條の二第二項中「百分の四」を削り、第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三 下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法第七條第一項の認定を受けた個人 同項の認定

第十九條第一項中「百分の九十七」を「百分の九十七・三」に改める。

第二十條の二第一項中「昭和五十一年三月三十一日」を「昭和五十三年三月三十一日」に、「百分の三」を「百分の一・五」に、「百分の六」を「百分の三」に改める。

第二十條の三第一項中「昭和五十一年」を「昭和五十三年」に改める。

第二十條の四を削る。

第二十條の五第一項第一号中「十万分の八に相当する金額」を「十万分の四に相当する金額（その年十二月三十一日におけるその年の前年から繰り越された商品取引責任準備金の金額（その日までに第三項若しくは第四項の規定により総収入金額に算入された、若しくは算入されるべきこととなつた金額又はその年の前年の十二月三十一日までに総収入金額に算入された金額）に算入された金額）に算入された金額」に改め、同条の五とする。

第二十一條第一項中「昭和五十一年三月三十一日」を「昭和五十三年三月三十一日」に、「百分の七十（次項第三号に掲げる取引によるものについては百分の三十とし、同項第四号」を「百分の五十五（次項第三号及び第四号」に、「百分の二十とする。」を「百分の二十」に改める。

第二十二條第一項第一号中「百分の十五」を「百分の十四」に改める。

第二十八條の四及び第二十八條の五を削り、第二十八條の六第四項中「第二十八條の六第一項」を「第二十八條の四第一項」に改め、同条を第二十八條の四とする。

第二十九條第一項から第四項までの規定中「昭和五十一年十二月三十一日」を「昭和五十三年十二月三十一日」に改める。

第二章第三節中第二十九條の三の次に次の一条を加える。

（退職勤労者が弁済を受ける未払賃金に係る課税の特例）

第二十九條の四 賃金の支払の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第 号）第七條（同法第十六條の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この条において同じ。）に規定

額がある場合には、これらの金額を控除した金額。以下この条において同じ。）が政令で定める金額に満たない場合には、当該売買取引金額のうちその満たない部分の金額に係るものとして政令で定めるところにより計算した売買取引金額の十万分の四に相当する金額を加算した金額」に改め、同項第二号中「その日までに第三項若しくは第四項の規定により総収入金額に算入された、若しくは算入されるべきこととなつた金額又はその年の前年の十二月三十一日までに次項の規定により総収入金額に算入された金額」に算入された金額」に改め、同条の五とする。

第一類第五号 大蔵委員会議録第四号 昭和五十一年三月二十九日

する事業主に係る事業を退職した労働者が同法第七條の規定により同条の未払賃金に係る債務で所得税法第二十八條第一項に規定する給与等に係るものにつき弁済を受けた金額は、当該事業主から当該退職の日において支払を受けるべき同法第三十條第一項に規定する退職手当等の金額とみなして、同法を適用する。

第三十條の二第一項中「宅地の用」の下に「その他の政令で定める用途」を加え、「行なつた」を「行つた」に、「昭和五十年分」を「昭和五十一年から昭和五十三年までの各年分」に、「前條第一項中「百分の二十の税率」とあるのは、「百分の十五の税率」とあるのは、「百分の十五」とあるのは「百分の十五」と、同項第二号中「四百万円」とあるのは「三百万円」と、同号ロ中「課税長期譲渡所得金額につき、この項の規定の適用がなく、かつ、所得税法第二十二條第二項第二号中「二分の一」とあるのを「四分の三」と読み替えた場合に算出される所得税の額のうち、当該課税長期譲渡所得金額のうち二十万円を超える部分に係る所得税の額として政令で定めるところにより計算した」とあるのは「課税長期譲渡所得金額から二十万円を控除した金額の百分の二十に相当する」に改める。

第三十三條第一項第一号中「昭和四十四年法律第三十八号」を削り、「基いて」を「基づいて」に改める。

第三十三條の二第一項及び第三十三條の三中「第二十八條の六」を「第二十八條の四」に改める。

第三十四條第二項第三号中「第六十九條第一項」を「第二十七條第一項の規定により重要文化財として指定された土地、同法第六十九條第一項」に改める。

第三十四條の二第二項に次の一号を加える。
十三 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律(大正七年

法律第三十二号)第八條ノ二第三項の規定により環境庁長官が特別保護地区として指定した区域内の土地のうち文化財保護法第六十九條第一項の規定により天然記念物として指定された鳥獸(これに準ずる鳥を含む)の生息地で因又は地方公共団体においてその保存をすべきものとして政令で定めるものが因又は地方公共団体に買い取られる場合

第三十七條第一項の表の第十二号の上欄中「既成市街地等内」の下に「又は人口の集中度がこれに類する区域として政令で定める区域内」を加え、「当該区域内」を「当該指定した区域内」に改め、「地方公共団体」の下に「日本住宅公団又は地方住宅供給公社」を加え、同表の第十三号の上欄中「土地等」の下に「又は当該土地等の譲渡に伴い譲渡をされる果樹で当該土地等に生立するもの」を加え、同号の下欄中「取得する」を「取得をする」に、「土地等又は」を「土地等、当該土地等の当該取得若しくは第三十三條の二第一項第二号に規定する交換による取得に伴い農業委員会のあつせんにより取得をされる果樹で当該土地等に生立するもの又は」に改める。

第三十九條第一項中「計算した金額」を「計算した金額とし、同法第二十條第一項の規定により控除される金額がある場合には、当該金額を加算した金額とする」に改める。

第四十條の二中「資産で、」を「資産(土地を除く。以下この条において同じ)で、」に改める。

第四十一條第一項中「標準取得価額として政令で定める金額の百分の一を乗じて」を「政令で定める床面積に三・三平方メートル当たり千円として」に改め、同條第二項中「添附」を「添付」に改め、同項後段を削り、同條第五項中「前三項」を「第二項から前項まで」に改め、同項を同條第六項とし、同條第四項を同條第五項とし、同條第三項を同條第四項とし、同條第二項の次に次の一項を加える。

3 税務署長は、確定申告書の提出がなかつた場合又は前項の記載若しくは添付がない確定申告

書の提出があつた場合においても、その提出又は記載若しくは添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類並びに同項の明細書及び通知書の写しその他の書類の提出があつた場合に限り、第四十一條の規定を適用することができる。

第三十一條を「昭和五十一年十二月三十一日」に改め、同條第二項中「添附」を「添付」に改め、同項後段を削り、同條第五項を同條第六項とし、同條第四項を同條第五項とし、同條第三項中「第四十一條の三第六項」を「第四十一條の三第七項」に改め、同項を同條第四項とし、同條第二項の次に次の一項を加える。

3 税務署長は、確定申告書の提出がなかつた場合又は前項の記載若しくは添付がない確定申告書の提出があつた場合においても、その提出又は記載若しくは添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類及び同項の証明に関する書類の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用することができる。

第四十一條の八第一項中「昭和五十一年十二月三十一日」を「昭和五十三年十二月三十一日」に改める。

第四十一條の十三中「昭和五十一年三月三十一日」を「昭和五十三年三月三十一日」に改める。

日」を「昭和五十三年三月三十一日」に改める。

第四十一條の十四を削り、第四十一條の十五を第四十一條の十四とする。

第四十二條の三第一項中「昭和五十一年三月三十一日」を「昭和五十三年三月三十一日」に改め、「以下この項において「比較試験研究費額」という。」を削り、「に百分の二十五(当該超える部分の金額が比較試験研究費額の百分の一・二五に相当する金額に当該比較試験研究費額に係る事業年度終了の日の翌日から当該適用年度終了の日までの期間の月数を乗じて計算した金額(以下この項において「基準増加額」という))を超える場合におけるその基準増加額を超える部分の金額については、百分の五十)を乗じて計算した金額」を「の百分の二十」に改める。

第四十三條第一項の表の第二号から第七号までの規定中「三分の一」を「四分の一」に改め、同表の第十二号を削り、同表の第十一号中「四分の一」を「五分の一」に改め、同号を同表の第十二号とし、同表の第十号中「行なう」を「行う」に、「四分の一」を「五分の一」に改め、同号を同表の第十一号とし、同表の第九号中「四分の一」を「五分の一」に改め、同号を同表の第十号とし、同表の第八号中「四分の一」を「五分の一」に改め、同号を同表の第九号とし、同表の第七号の次に次の一号を加える。

| | | |
|--|--------|------|
| 八 高精度の工作機械その他の産業機械のうちその設置をすることが将来の我が国の技術水準の高度化を図るために緊急に必要なものとして政令で定めるものを事業の用に供する法人 | 当該産業機械 | 四分の一 |
|--|--------|------|

第四十三條第一項の表の第十三号及び第十四号中「四分の一」を「五分の一」に改め、同表の第十五号中「四分の一(当該航空機のうち政令で定める最大離陸重量を有するものについては、五分の一)」を「五分の一」に改める。

第四十四條を削り、第四十三條の二を第四十四

第四十五条の二第一項中「昭和五十一年三月三十一日」を「昭和五十四年三月三十一日」に、「第四十三条から前条まで」を「前三条」に、「五分の一」を「六分の一」に改める。

第四十五条の三第一項第二号中「昭和五十一年三月三十一日」を「昭和五十三年三月三十一日」に改め、同項第三号を次のように改める。

三 当該法人が、適用事業年度終了の日において漁業再建整備特別措置法第二条に規定する中小漁業者で昭和五十一年四月一日から昭和五十三年三月三十一日までの間に同法第五条第一項に規定する中小漁業構造改善計画に係る同項の認定を受けた同項に規定する漁業協同組合等（以下この号及び次項第一号において「漁業協同組合等」という。）の構成員（当該漁業協同組合等が二以上の漁業協同組合等を会員とする法人である場合には当該法人を直接又は間接に構成する会員の構成員とし、これらの者のうち当該中小漁業構造改善計画を実施する者として政令で定めるものに限る。）であるものに該当し、かつ、当該適用事業年度において同法第四条第一項に規定する特定業種に属する事業で当該中小漁業構造改善計画に係るものを主として営む場合として政令で定める場合 漁船

第四十五条の三第二項第一号中「あつた日」の下に「（当該認定を受けた漁業協同組合等が旧中小漁業構造改善計画（旧中小漁業振興特別措置法第四条の二第一項に規定する中小漁業構造改善計画をいう。以下この号において同じ。）に係る同項の認定を受けた漁業協同組合等であり、かつ、当該漁業協同組合等が受けた前項第三号に規定する認定に係る中小漁業構造改善計画に係る同号に規定する特定業種が旧特定業種（同条第一項に規定する特定業種をいう。）に該当する業種である場合には、当該漁業協同組合等の旧中小漁業構造改善計画に係る同項の認定のあつた日）を加える。

第四十七条第一項中「新築した貸家住宅で政令で定めるものを」を「新築された貸家住宅のうち当該法人の従業員の居住の用に供する家屋以外のものとして政令で定めるもの（以下この項において「貸家住宅」という。）に、又は当該貸家住宅を「又は貸家住宅に改め、（当該法人の従業員の居住の用を含む。以下この項において同じ。）を削り、百分の二百を百分の百に、百分の三百を百分の百五十に改め、同条第二項中「昭和五十一年三月三十一日」を「昭和五十三年三月三十一日」に、「新築した中高層を中高層に、以下この項において同じ。）を取得し、又は当該店舗等併設住宅を新築して、当該店舗等併設住宅の店舗等を削り、又は都市再開発法第二条第六号に規定する施設建築物（以下この項において「特定建築物」と総称する。）で新築されたものを取得し、又は特定建築物等を新築して、これを削り、（当該店舗等を削り、又は当該特定建築物等に改め、第四十五条の下に「若しくは前項」を加え、「同法第三十一条第一項」を「法人税法第三十一条第一項」に、「当該店舗等」を「当該特定建築物等」に、「百分の百」を「百分の四十」に改める。

第四十八条第一項中「又は当該特定備蓄施設等」を「又は特定備蓄施設等に、二分の一」を「五分の二」（同表の第一号に掲げる石油貯蔵施設については、二分の一）に改め、同項の表中「昭和五十一年三月三十一日」を「昭和五十三年三月三十一日」に改める。

第四十九条第二項中「百分の三十」を「百分の二十」に改める。

第五十条第一項中「三分の一」を「四分の一」に改める。

第五十一条の二第二項中「当該認定等に係る中小企業特恵対策臨時措置法第三条第一項」を「当該認定等に係る中小企業事業転換対策臨時措置法第三条第一項」に改め、「国際経済上の調整措置の実施に伴う中小企業に対する臨時措置に関する法律第六条第一項」を削り、「中小企業近代化促進法第五条第三項」の下に、「下水道の整備等に伴う一

般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法第七条第一項を加え、（又は廃棄をする）を「若しくは船舶又は廃棄をする」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 中小企業事業転換対策臨時措置法第三条第一項の認定を受けた同法第二条に規定する中小企業者 同項の認定（政令で定める期間内に受けたものに限る。）

第五十一条の二第二項中第二号を削り、第三号を第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三 下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法第七条第一項の認定を受けた法人 同項の認定

第五十二条の三第二項中「第四十三條の二」を「第四十四条に改める。

第五十一条の四第三項中「第四十三條の二」を「第四十四条に改め、同条第四項中「百二十」を「八十四」に、「こえる」を「超える」に改める。

第五十二条の五中「二分の一」を「五分の三」に改める。

第五十三条第一項中「百分の九十七」を「百分の九十七・三」に、「百分の九十九」を「百分の九十九・一」に、「こえる」を「超える」に改める。

第五十四条第一項中「百分の十」を「百分の九」に、「百分の十五」を「百分の十二」に改める。

第五十五条第一項中「昭和五十一年三月三十一日」を「昭和五十三年三月三十一日」に改め、「中欄に掲げる株式等」の下に「特定海外工事業契約の相手方である特定法人その他これに準ずるものとして政令で定める特定法人の当該株式等で当該契約に係る長期工事につき次項の規定により海外投資等損失準備金を積み立てている事業年度において取得したものを除く。」を加え、「次項第八号ハ」を「第三項第八号ハ」に改め、同項の表の第一号及び第二号中「百分の五十」を「百分の三十」に改め、同表の第三号及び第四号中「百分の五十」を「百分の四十」に改め、同条第六項を削り、同条第五項中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第一項の海外投資等

損失準備金」を「第一項又は第二項の海外投資等損失準備金」に、「第七号」を「第八号」に改め、同項第二号中「第二項第十二号イ」を「第三項第十二号イ」に改め、同項第三号を次のように改める。

三 当該海外投資等損失準備金に係る特定法人が次に掲げる場合に該当することとなつた場合 それぞれ次に掲げる金額

イ 第一項の表の第三号又は第四号の上欄に掲げる法人が同表の第一号又は第二号の上欄に掲げる法人になつた場合 その該当することとなつた日におけるその該当することとなつた当該特定法人に係る海外投資等損失準備金の金額の百分の二十五に相当する金額

ロ 第一項の表の第五号又は第六号の上欄に掲げる法人が同表の第一号又は第二号の上欄に掲げる法人になつた場合 その該当することとなつた日におけるその該当することとなつた当該特定法人に係る海外投資等損失準備金の金額の百分の七十に相当する金額

第五十五条第四項第七号中「場合において特定法人」の下に「又は特定海外工事業」を加え、「取りくずした」を「取り崩した」に改め、「当該特定法人」の下に「又は当該特定海外工事業」を加え、同項中同号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加え、同項を同条第五項とする。

六 当該内国法人が特定海外工事業の目的物を引き渡した場合又は特定海外工事業が特定海外工事業でないこととなつた場合 その該当することとなつた日における当該特定海外工事業に係る海外投資等損失準備金の金額

第五十五条第三項中「第一項」の下に「又は第二項」を、「特定法人」の下に「又は特定海外工事業」を加え、「こえる」を「超える」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項において」を「前二項において」に、「前項の表」を「第一項の表」に改め、同項に次の一号を加え、同項を同条第三項とす

損失準備金」を「第一項又は第二項の海外投資等損失準備金」に、「第七号」を「第八号」に改め、同項第二号中「第二項第十二号イ」を「第三項第十二号イ」に改め、同項第三号を次のように改める。

三 当該海外投資等損失準備金に係る特定法人が次に掲げる場合に該当することとなつた場合 それぞれ次に掲げる金額

イ 第一項の表の第三号又は第四号の上欄に掲げる法人が同表の第一号又は第二号の上欄に掲げる法人になつた場合 その該当することとなつた日におけるその該当することとなつた当該特定法人に係る海外投資等損失準備金の金額の百分の二十五に相当する金額

ロ 第一項の表の第五号又は第六号の上欄に掲げる法人が同表の第一号又は第二号の上欄に掲げる法人になつた場合 その該当することとなつた日におけるその該当することとなつた当該特定法人に係る海外投資等損失準備金の金額の百分の七十に相当する金額

る。

十三 特定海外工事契約 日本国と外国(第一号に規定する新開発地域内にあるものに限る。)との間の経済協力を推進するために必要と認められる大規模の長期工事の請負に係る契約で、内国法人と当該外国にある法人(当該内国法人が当該契約が締結された日を含む事業年度において第一項の規定により積み立てている海外投資等損失準備金に係る特定法人その他これに準ずる法人を除く。)との間に締結されたものとして政令で定めるものをいう。

第五十五条第一項の次に次の一項を加える。

2 青色申告書を提出する内国法人で、昭和五十一年四月一日から昭和五十三年三月三十一日までの期間(以下この項において「指定期間」という。)の日を含む各事業年度(解散・合併による解散を除く。)の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。以下この項において「適用年度」という。)の指定期間内において特定海外工事契約を締結し、かつ、当該契約に係る長期工事(以下この条において「特定海外工事」という。)に係る収益の額及び費用の額につきその特定海外工事の着手の日を含む事業年度から当該適用年度までの各事業年度において連続して法人税法第六十四条第一項の規定の適用を受けたものとして政令で定めるものが、当該適用年度において、当該特定海外工事に係る不測の損失に備えるため、当該特定海外工事に係る資産の取得又は建設のために当該適用年度において支出する金額として政令で定める金額の百分の七に相当する金額以下の金額を損金経理の方法(確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。)により各特定海外工事ごとに海外投資等損失準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該適用年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

第五十五条第七項中「第三項」を「第四項」に改

め、同条第八項中「第二項」を「第三項」に改め、同条第九項中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、「同項」を「これら」に、「添附」を「添付」に改め、同条第十項中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、「第五十五条第三項」を「第五十五条第四項」に改め、同条第十一項中「第一項の規定により」を「第一項又は第二項の規定により」に改め、「特定債権等」の下に「又は特定海外工事に係る資産」を加える。

第五十六条第一項中「二分の一」を「百分の三十」に改め、同条第二項第五号中「前条第三項」を「前条第四項」に、「取りこぼした」を「取り崩した」に改め、同条第三項中「前条第三項」を「前条第四項」に改め、同条第四項中「第五十五条第三項」を「第五十五条第四項」に改め、同条第五項中「前条第三項」を「前条第四項」に、「同条第三項」を「同条第四項」に改める。

第五十六条の二第二項及び第五十六条の三第一項中「昭和五十一年三月三十一日」を「昭和五十三年三月三十一日」に改める。

第五十六条の四第一項中「第十号」を「第十一号」に、「四分の一」を「五分の一」に改め、同条第三項中「百二十」を「八十四」に、「こえる」を「超える」に改める。

第五十六条の五第一項中「第十一号」を「第十二号」に、「四分の一」を「五分の一」に改め、同条第三項中「百二十」を「八十四」に、「こえる」を「超える」に改める。

第五十六条の六第一項中「四分の一」を「五分の一」に改め、同条第四項中「百二十」を「八十四」に、「こえる」を「超える」に改める。

第五十六条の八第一項中「昭和五十一年三月三十一日」を「昭和五十三年三月三十一日」に、「千分の三」を「千分の一・五」に、「千分の六」を「千分の三」に改める。

第五十六条の十第一項中「昭和五十一年三月三十一日」を「昭和五十三年三月三十一日」に改める。第五十六条の十一第一項中「昭和四十一年四月

一日から昭和五十二年三月三十一日まで」を「昭和五十一年四月一日から昭和五十七年三月三十一日まで」に、「百分の五十」を「百分の二十五」に、「百分の二十」を「百分の十」に改め、同条第八項中「昭和四十一年四月一日から昭和五十二年三月三十一日まで」を「昭和五十一年四月一日から昭和五十七年三月三十一日まで」に改める。

第五十七条第一項第一号中「二銭」を「一銭」に改め、「金額」の下に「当該事業年度終了の日ににおける前事業年度から繰り越された証券取引責任準備金の金額(その日までに第四項若しくは第五項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなつた金額又は前事業年度終了の日までに第三項の規定により益金の額に算入された金額がある場合には、これらの金額を控除した金額。以下この条において同じ。)」が政令で定める金額に満たない場合には、当該株式数のうちその満たない部分の金額に係るものとして政令で定めるところにより計算した株式数を一銭に乘じて算出した金額を加算した金額を加え、同項第二号中「その日までに第四項若しくは第五項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなつた金額又は前事業年度終了の日までに第三項の規定により益金の額に算入された金額がある場合には、これらの金額を控除した金額。以下この条において同じ。)」を削る。

第五十七条の四第六項を削り、同条第七項中「繰り越された異常危険準備金の金額」の下に「(その日までに第八項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなつた金額又は前事業年度終了の日までにこの項、次項若しくは第九項において準用する第五十七条の二第五項の規定により益金の額に算入された金額がある場合には、これらの金額を控除した金額。以下この条において同じ。)」を加え、同項を同条第六項とし、同条第八項を同条第七項とし、同条第九項中「前三項」を「前二項」に、「取りこぼした」を「取り崩した」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項を第九項とし、第十一項を第十項とし、同条第十二項中「第五十七条の四第六項から第八項まで」を「第五十七条の四第六項及び第七項」に改め、同項を同条第十一項とする。

第五十七条の六中「昭和五十一年三月三十一日」を「昭和五十三年三月三十一日」に改める。第五十八条第一項中「昭和五十一年三月三十一日」を「昭和五十三年三月三十一日」に、「百分の七十」(次項第三号に掲げる取引によるもの)については百分の三十とし、同項第四号を「百分の五十五」(次項第三号及び第四号)に、「百分の二十」を「百分の二十」に改める。第五十八条の二第一項第一号中「百分の十五」を「百分の十四」に改める。第六十一条第一項中「金額を含む」の下に「以下この項において同じ」を、「金額を除く」の下に「以下この項において「控除対象留保金額」という」を、「二分の一に相当する金額」の下に「(当該事業年度終了の日における出資総額が一億円を

超える法人の同日における利益積立金額が二千五百万円を超える事業年度（当該法人が第六十六条第一項第三号、第四号又は第六号に規定する認定を受けて同項に規定する合併をした合併法人に該当する場合の当該合併の日を含む事業年度開始の日以後五年以内に終了する各事業年度に該当する事業年度を除く。）については、当該事業年度終了の日における繰越利益積立金額（利益積立金額から当該事業年度において留保した金額を控除したものをいう。以下この項において同じ。）が二千五百万円以上の場合にあつては当該控除対象留保金額の三分の一に相当する金額とし、同日における繰越利益積立金額が二千五百万円に満たない場合にあつては当該満たない部分の金額の二分の一に相当する金額と当該控除対象留保金額から当該満たない部分の金額を控除した残額の三分の一に相当する金額との合計額とする。）を加える。

第六十二条第一項中「千分の一」を「万分の五」に、「百分の七十五」を「百分の八十」に改める。
第六十五条の三第一項第三号中「第六十九条第一項」を「第二十七条第一項の規定により重要文化財として指定された土地、同法第六十九条第一項」に改める。

第六十五条の四第一項に次の一号を加える。
十三 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律第八条ノ二第三項の規定により環境庁長官が特別保護地区として指定した区域内の土地のうち文化財保護法第六十九条第一項の規定により天然記念物として指定された鳥獣（これに準ずる鳥を含む。）の生息地であつて政令で定めるものが国又は地方公共団体に買収取られる場合

第六十五条の七第一項の表の第十二号の上欄中「既成市街地等内」の下に「又は人口の集中度がこれに類する区域として政令で定める区域内」を加え、「当該区域内」を「当該指定した区域内」に改め、「地方公共団体」の下に「日本住宅公団又は地方住宅供給公社」を加え、同表の第十三号の

第一類第五号 大蔵委員会議録第四号 昭和五十一年三月二十九日

上欄中「土地等」の下に「又は当該土地等の譲渡に伴い譲渡をされる果樹で当該土地等に生立するもの」を加え、同号の下欄中「取得する」を「取得をする」に、「土地等又は」を「土地等、当該土地等の当該取得若しくは第六十五条第一項第二号に規定する交換による取得に伴い農業委員会のおつせんにより取得をされる果樹で当該土地等に生立するもの又は」に改める。

第六十六条第一項第一号を削り、同項第二号中「前号に掲げる法人に該当するものを除く。」を削り、同号を同項第一号とし、同号の次に次の一号を加える。
二 中小企業事業転換対策臨時措置法第三条第一項の認定を受けた同法第二条に規定する中小企業者である法人（以下この号において「認定中小企業者」という。）又は認定中小企業者と合併をする同法第七条第一項に規定する転換関連事業を行う中小企業者である法人で、昭和五十一年四月一日から昭和五十三年三月三十一日までの間に同項の規定による承認を受けたもの

第六十六条第一項第五号を次のように改める。
五 漁業再建整備特別措置法第四条第一項に規定する特定業種に属する事業を営む法人で、昭和五十一年四月一日から昭和五十三年三月三十一日までの間に同法第五条第一項に規定する中小漁業構造改善計画に係る同項の認定を受けた同項に規定する漁業協同組合等（以下この号において「漁業協同組合等」という。）の構成員（当該漁業協同組合等が二以上の漁業協同組合等を会員とする法人である場合には、当該法人を直接又は間接に構成する会員の構成員）であるものうち、同法第二条に規定する中小漁業者に該当するもので当該認定のあつた日から五年以内に同法第十条第一項の規定による認定を受けたもの

第六十六条第一項第七号中「昭和五十一年三月三十一日」を「昭和五十三年三月三十一日」に改める。

第六十六条の三第一項第一号を削り、同項第二号中「前号に掲げる法人に該当するものを除く。」を削り、同号を同項第一号とし、同号の次に次の一号を加える。
二 中小企業事業転換対策臨時措置法第三条第一項の認定を受けた同法第二条に規定する中小企業者である法人で、昭和五十一年四月一日から昭和五十三年三月三十一日までの間に同法第五条第一項に規定する中小漁業構造改善計画に係る同項の認定を受けた同項に規定する漁業協同組合等（以下この号において「漁業協同組合等」という。）の構成員（当該漁業協同組合等が二以上の漁業協同組合等を会員とする法人である場合には、当該法人を直接又は間接に構成する会員の構成員）であるものうち、同法第二条に規定する中小漁業者に該当するもので当該認定のあつた日から五年以内に同法第十条第一項及び第二項の規定による認定を受けたもの

第六十六条の三第二項中「特定電子工業及び特定機械工業振興臨時措置法第十四条第二項」を削り、「中小企業近代化促進法第八条第四項」の下に、「中小企業事業転換対策臨時措置法第七条第二項」を加え、「中小企業振興特別措置法第六条第二項」を「漁業再建整備特別措置法第十条第一項」に、「附した」を「付した」に、「附記」を「付記」に改める。

第六十六条から第六十八条の三までを削る。
第六十八条の四中「昭和五十一年三月三十一日」

第六十六条の三第一項第一号を削り、同項第二号中「前号に掲げる法人に該当するものを除く。」を削り、同号を同項第一号とし、同号の次に次の一号を加える。
二 中小企業事業転換対策臨時措置法第三条第一項の認定を受けた同法第二条に規定する中小企業者である法人で、昭和五十一年四月一日から昭和五十三年三月三十一日までの間に同法第五条第一項及び第二項の規定による承認を受けたもの 同項の規定による承認に係る固定資産

第六十六条の三第一項第三号中「昭和五十一年三月三十一日」を「昭和五十三年三月三十一日」に改め、同項第四号を次のように改める。
四 漁業再建整備特別措置法第四条第一項に規定する特定業種に属する事業を営む法人で、昭和五十一年四月一日から昭和五十三年三月三十一日までの間に同法第五条第一項に規定する中小漁業構造改善計画に係る同項の認定を受けた同項に規定する漁業協同組合等（以下この号において「漁業協同組合等」という。）の構成員（当該漁業協同組合等が二以上の漁業協同組合等を会員とする法人である場合には、当該法人を直接又は間接に構成する会員の構成員）であるものうち、同法第二条に規定する中小漁業者に該当するもので当該認定のあつた日から五年以内に同法第十条第一項及び第二項の規定による認定を受けたもの

第六十六条の三第二項中「特定電子工業及び特定機械工業振興臨時措置法第十四条第二項」を削り、「中小企業近代化促進法第八条第四項」の下に、「中小企業事業転換対策臨時措置法第七条第二項」を加え、「中小企業振興特別措置法第六条第二項」を「漁業再建整備特別措置法第十条第一項」に、「附した」を「付した」に、「附記」を「付記」に改める。

第六十六条から第六十八条の三までを削る。
第六十八条の四中「昭和五十一年三月三十一日」

第六十六条の三第一項第一号を削り、同項第二号中「前号に掲げる法人に該当するものを除く。」を削り、同号を同項第一号とし、同号の次に次の一号を加える。
二 中小企業事業転換対策臨時措置法第三条第一項の認定を受けた同法第二条に規定する中小企業者である法人で、昭和五十一年四月一日から昭和五十三年三月三十一日までの間に同法第五条第一項に規定する中小漁業構造改善計画に係る同項の認定を受けた同項に規定する漁業協同組合等（以下この号において「漁業協同組合等」という。）の構成員（当該漁業協同組合等が二以上の漁業協同組合等を会員とする法人である場合には、当該法人を直接又は間接に構成する会員の構成員）であるものうち、同法第二条に規定する中小漁業者に該当するもので当該認定のあつた日から五年以内に同法第十条第一項及び第二項の規定による認定を受けたもの

第六十六条の三第二項中「特定電子工業及び特定機械工業振興臨時措置法第十四条第二項」を削り、「中小企業近代化促進法第八条第四項」の下に、「中小企業事業転換対策臨時措置法第七条第二項」を加え、「中小企業振興特別措置法第六条第二項」を「漁業再建整備特別措置法第十条第一項」に、「附した」を「付した」に、「附記」を「付記」に改める。

第六十六条から第六十八条の三までを削る。
第六十八条の四中「昭和五十一年三月三十一日」

を「昭和五十三年三月三十一日」に改め、同条を第六十八条とする。
第七十四条の二中「昭和四十九年四月一日から昭和五十一年三月三十一日まで」を「昭和五十一年四月一日から昭和五十三年三月三十一日まで」に、「千分の一」を「千分の二」に改める。
第七十五条中「千分の一」を「千分の一・五」に改める。

第七十五条の二中「昭和四十九年四月一日から昭和五十一年三月三十一日まで」を「昭和五十一年四月一日から昭和五十三年三月三十一日まで」に、「千分の一」を「千分の二」に、「千分の六」を「千分の十二」に改める。
第七十六条の見出し中「免税」を「免税等」に改め、同条第一項中「農地法第三十六条」を「昭和五十一年四月一日から昭和五十三年三月三十一日までの間に農地法」に改め、「ついでには」の下に「大蔵省令で定めるところにより当該売渡し又は譲与を受けた日以後一年以内（一年以内に登記ができないことにつき政令で定めるやむを得ない事情がある場合には、政令で定める期間内。以下この条において同じ。）に登記を受けるもの」に限り」を加え、同条第二項中「前項の規定は、」の下に「昭和五十一年四月一日から昭和五十三年三月三十一日までの間に」を加え、「登記を」を「登記で大蔵省令で定めるところにより当該売渡しを受けた日以後一年以内（一年以内に登記を受けるもの）については、当該登記を」に改め、同条に次の一号を加える。

三 昭和五十一年四月一日から昭和五十三年三月三十一日までの間に農地法第三十六条の規定により国から土地の売渡しを受けた者が当該売渡しを受けた土地の所有権の保存又は移転の登記を受ける場合には、これらの登記に係る登録免許税の税率は、大蔵省令で定めるところにより当該売渡しを受けた日以後一年以内に登記を受けるものに限る。登録免許税法第九条の規定にかかわらず、所有権の保存の登記にあつては千分の一とし、所有権の移転の登記にあつては千分の三とする。

第六十六条から第六十八条の三までを削る。
第六十八条の四中「昭和五十一年三月三十一日」

第六十六条の三第一項第一号を削り、同項第二号中「前号に掲げる法人に該当するものを除く。」を削り、同号を同項第一号とし、同号の次に次の一号を加える。
二 中小企業事業転換対策臨時措置法第三条第一項の認定を受けた同法第二条に規定する中小企業者である法人で、昭和五十一年四月一日から昭和五十三年三月三十一日までの間に同法第五条第一項に規定する中小漁業構造改善計画に係る同項の認定を受けた同項に規定する漁業協同組合等（以下この号において「漁業協同組合等」という。）の構成員（当該漁業協同組合等が二以上の漁業協同組合等を会員とする法人である場合には、当該法人を直接又は間接に構成する会員の構成員）であるものうち、同法第二条に規定する中小漁業者に該当するもので当該認定のあつた日から五年以内に同法第十条第一項及び第二項の規定による認定を受けたもの

第六十六条の三第二項中「特定電子工業及び特定機械工業振興臨時措置法第十四条第二項」を削り、「中小企業近代化促進法第八条第四項」の下に、「中小企業事業転換対策臨時措置法第七条第二項」を加え、「中小企業振興特別措置法第六条第二項」を「漁業再建整備特別措置法第十条第一項」に、「附した」を「付した」に、「附記」を「付記」に改める。

第六十六条から第六十八条の三までを削る。
第六十八条の四中「昭和五十一年三月三十一日」

第七十七条の見出し中「農地等」を「農地」に改め、同条中「昭和五十一年三月三十一日」を「昭和五十一年三月三十一日」に、「次項」を「以下この条」に改める。

第七十七条の二中「昭和四十三年改正法」を「租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和四十三年法律第二十三号。第七十八条の第三項において「昭和四十三年改正法」という。)」に改める。

第七十七条の三中「昭和五十一年三月三十一日」を「昭和五十一年三月三十一日」に改める。

第七十七条の四第一項中「農業振興地域整備計画」の下に「(当該農業振興地域が同法第六条第一項の規定により指定された日から五年以内に同法第八條第一項の規定により定められたものに限る。次項において同じ。)」を加え、「決定の日」を「が定められた日」に改め、同条第二項中「同法第十三條第一項」を「同法第八條第一項の規定により農業振興地域整備計画を定めようとする場合における交換分合にあつては、同法第六條第一項の規定により当該農業振興地域が指定された日から五年以内にされたものに限るものとし、同法第十三條第一項」に、「限る」を「限るもの」とするに改める。

第七十七条の五中「昭和五十一年三月三十一日」を「昭和五十一年三月三十一日」に改める。

第七十七条の六中「これらの資金」を「昭和五十一年四月一日から昭和五十一年三月三十一日までの間にこれらの資金」に改める。

第七十七条の七の見出し中「免稅」を「稅率の輕減」に改め、同条中「農林中央金庫」を「昭和五十一年四月一日から昭和五十一年三月三十一日までの間に、農林中央金庫」に、「行なう」を「行なう」に、「登録免稅稅を課さない」を「その登記に係る登録免稅稅の稅率は、登録免稅稅法第九條の規定にかかわらず、千分の一とする」に改める。

第七十八條中「保安林整備臨時措置法」を「昭和五十一年四月一日から昭和五十一年三月三十一日までの間に行われた保安林整備臨時措置法」に改め、「移轉の登記」の下に「で当該交換による取

得の日以後一年以内に受けるもの」を、「保存の登記」の下に「で昭和五十一年四月一日から昭和五十一年三月三十一日までの間に受けるもの」を加える。

第七十八條の三第一項中「昭和五十一年三月三十一日」を「昭和五十一年三月三十一日」に改める。

第八十一條中「昭和五十一年三月三十一日までの間にされた」を「昭和五十一年三月三十一日までの間にされた」に、「中小漁業振興特別措置法第六條第二項」を「漁業再建整備特別措置法第十條第一項」に、「第四條の二第一項」に規定する中小漁業構造改善計画で昭和四十七年四月一日から昭和五十一年三月三十一日まで」を「第五條第一項」に規定する中小漁業構造改善計画で昭和五十一年四月一日から昭和五十一年三月三十一日まで」に改め、「若しくは特定電子工業及び特定機械工業振興臨時措置法第十四條第一項の規定による承認(昭和四十六年四月一日から昭和五十一年三月三十一日までの間にされたものに限る。)」を削る。

第八十二條の見出しを「電源開発株式会社等の登記の稅率の輕減」に改め、同条中「電源開発株式会社」が次に掲げる事項を「電源開発株式会社又は沖繩電力株式会社が次の各号に掲げる事項(合併に係るものを除く。)」に、「登記に係る登録免稅稅は、免除する」を「登記(第二号に掲げる事項)についての登記にあつては、大蔵省令で定めるところにより同号に規定する権利の取得の日以後一年以内に受けるものに限る。」に係る登録免稅稅の稅率は、登録免稅稅法第九條の規定にかかわらず、当該各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に掲げる割合とする」に改め、同条各号を次のように改める。

- 一 昭和五十一年四月一日から昭和五十一年三月三十一日までの間に行つた会社の資本の増加 千分の一
- 二 前号に規定する期間内に取得した電源開発及びこれに附帯する送電変電施設の整備の用に供する土地又は家屋に関するイからハまでに規定する権利の保存、設定又は移轉 イからハまでに掲げる事項の区分に応じイからハまでに掲げる割合
- イ 所有権の保存 千分の一
- ロ 地上權又は賃借權の設定(これらの権利の移轉を含む) 千分の一
- ハ 所有權の移轉 千分の一

第八十四條の見出し中「免稅」を「稅率の輕減」に改め、同条中「日本自動車ターミナル株式会社及び沖繩電力株式会社」を「又は日本自動車ターミナル株式会社」に、「その資本の増加を」を「昭和五十一年四月一日から昭和五十一年三月三十一日までの間に行つた資本の増加(合併に係るものを除く。)」に、「登録免稅稅は、免除する」を「登録免稅稅の稅率は、登録免稅稅法第九條の規定にかかわらず、千分の一とする」に改める。

第八十八條の四の見出し中「低公害用自動車」の下に「等」を加え、同条第二項中「適用期間満了日」を「昭和五十一年三月三十一日」に改め、同条第三項中「及び前項」を削る。

第八十八條の五第一項中「第五十六條の十二第一項に規定する」を「國際博覽會に関する条約の適用を受けて昭和五十一年に開催される」に改める。

第八十九條第一項中「昭和五十一年三月三十一日」を「昭和五十一年六月三十日」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

- 2 昭和五十一年七月一日から昭和五十一年三月三十一日までの間に揮発油の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる揮発油に係る揮発油税及び地方道路税の稅額は、揮発油税法第九條及び地方道路税法第四條の規定にかかわらず、揮発油一キロリットルにつき、揮発油税に於ては三万六千五百円の稅率により計算した金額とし、地方道路税に於ては六千六百円の稅率により計算した金額とする。

第二項の規定による揮発油税及び地方道路税については、地方道路税法第七條第二項、第九條第二項、第十條第一項、第十二條第三項及び第十三條第一項中「二百八十七分の四十四」とあるのは「四百三十一分の六十六」と、「二百八十七分の二百四十三」とあるのは「四百三十一分の三百六十五」として、これらの規定を適用する。

第八十九條の二の見出し中「免稅」の下に「等」を加え、同条に次の六項を加える。

第一項の規定の適用を受けて製造された石油化学製品(当該石油化学製品を原料として製造された石油化学製品を含む)のうちベンゾールその他の政令で定めるもの(以下この条において「特定石油化学製品」という)が、当該特定石油化学製品の製造場において、フェニール若しくは合成ゴムの製造用その他の政令で定める用途(以下この項において「指定用途」という)以外の用途に消費をされ、又は当該製造場から移出(直接外国に向けてする移出を除く。以下この条において同じ)をされた場合には、当該特定石油化学製品の製造者が、当該消費又は移出をした時に、当該消費又は移出に係る特定石油化学製品の製造のため消費されたものとして政令で定めるところにより算出した数量の揮発油を当該製造場において消費し、又は当該製造場から移出したものとみなして、揮発油税法(第四章及び第五章の規定(第二十五條第一号及び第二十六條の二の規定を除く)並びにこれらの規定に係る罰則を除く)及び地方道路税法(第十四條の二の規定及びこれに係る罰則を除く)を適用する。ただし、当該移出が指定用途に供する場所(指定用途に供する特定石油化学製品又は輸出の目的その他の政令で定める目的に充てるための特定石油化学製品を蔵置するための場所を含む)への移出である場合には、この限りでない。

前項の場合において、同項の製造者が揮発油の製造者でないときは、これを揮発油の製造者

の製造者でないときは、これを揮発油の製造者

とみなし、同項の製造場が揮発油の製造場でないときは、これを揮発油の製造場とみなす。

6 第四項ただし書の規定は、同項ただし書の移出をした特定石油化学製品の製造者が、その製造場ごとに、毎月(当該製造場からの当該移出がない月を除く)、政令で定めるところにより、その月中に当該製造場から移出をした特定石油化学製品の数量その他政令で定める事項を記載した書面を、翌月末日までに、その製造場の所在地の所轄税務署長に提出し、かつ、当該書面に、当該特定石油化学製品が同項ただし書の規定に該当するものであること及び当該場所に移入されたことを証する書類として政令で定める書類を添付する場合に限り、適用する。

7 揮発油税法第十四条第四項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第四項中「第一項」とあるのは「租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)第八十九条の二第四項ただし書」と、「揮発油」とあるのは「特定石油化学製品」と、「同項各号に掲げる場所」とあるのは「同項ただし書に規定する場所」と、「第二項」とあるのは「同条第六項」と読み替えるものとする。

8 揮発油税法第十四条第六項、第七項(移入の理由に係る部分を除く)及び第八項、第二十九条第一号並びに第三十一条の規定は、第四項ただし書の規定に該当する特定石油化学製品を移入した場合について準用する。この場合において、同法第十四条第六項から第八項までの規定中「第一項」とあるのは「租税特別措置法第八十九条の二第四項ただし書」と、「揮発油」とあるのは「特定石油化学製品」と、「同項」とあるのは「同項ただし書の」と、「同項各号に掲げる場所」とあるのは「同項ただし書に規定する場所」と読み替えるものとする。

9 揮発油税法第二十四条、第二十五条第一号、第二十六条(第一項第四号を除く)、第二十九条第三号及び第四号並びに第三十一条並びに地方道路税法第十四条の二(第一項第四号を除く)、第十五条の二及び第十七条の規定は、特定石油化学製品の製造者及び販売業者について、揮発油税法第二十六条第一項第四号及び地方道路税法第十四条の二第二項第四号の規定は、運搬中の特定石油化学製品及びこれを運搬する者について準用する。この場合において、揮発油税法第二十四条中「揮発油」とあるのは「特定石油化学製品」と、「若しくは販売業者又は第十六条の三第一項若しくは第十六条の四第一項に規定する揮発油をこれらに規定する揮発油をこれらの規定に規定する場所に移入した者」と、同法第二十六条第一項及び第二項中「揮発油」とあるのは「特定石油化学製品」と、同条第三項中「第三条及び第十條から第十二條の二までの規定」とあるのは「租税特別措置法第八十九条の二第四項の規定」と、地方道路税法第十四条の二第二項中「揮発油」とあるのは「特定石油化学製品」と、「若しくは販売業者又は揮発油税法第十六条の三第一項若しくは第十六条の四第一項に規定する揮発油をこれらの規定に規定する場所に移入した者」とあるのは「又は販売業者」と、同条第三項中「第五条第一項若しくは第二項又は第七條の規定」とあるのは「租税特別措置法第八十九条の二第四項の規定」と読み替えるものとする。

第一類第五号 大蔵委員會議録第四号 昭和五十一年三月二十九日

く)、第十五条の二及び第十七条の規定は、特定石油化学製品の製造者及び販売業者について、揮発油税法第二十六条第一項第四号及び地方道路税法第十四条の二第二項第四号の規定は、運搬中の特定石油化学製品及びこれを運搬する者について準用する。この場合において、揮発油税法第二十四条中「揮発油」とあるのは「特定石油化学製品」と、「若しくは販売業者又は第十六条の三第一項若しくは第十六条の四第一項に規定する揮発油をこれらに規定する場所に移入した者」とあるのは「又は販売業者」と、同法第二十六条第一項及び第二項中「揮発油」とあるのは「特定石油化学製品」と、同条第三項中「第三条及び第十條から第十二條の二までの規定」とあるのは「租税特別措置法第八十九条の二第四項の規定」と、地方道路税法第十四条の二第二項中「揮発油」とあるのは「特定石油化学製品」と、「若しくは販売業者又は揮発油税法第十六条の三第一項若しくは第十六条の四第一項に規定する揮発油をこれらに規定する場所に移入した者」とあるのは「又は販売業者」と、同条第三項中「第五条第一項若しくは第二項又は第七條の規定」とあるのは「租税特別措置法第八十九条の二第四項の規定」と読み替えるものとする。

一 道路運送法(昭和二十六年法律第八十三号)第二条第二項に規定する自動車運送事業又は通運事業法(昭和二十四年法律第二百四十一号)第二条第二項に規定する通運事業を經營する者がこれらの事業の用に供する自動車及び道路運送法第二条第五項に規定する軽車両等運送事業を經營する者が当該事業の用に供する軽自動車

間が二年と定められているもの(道路運送車両法第六十一条第二項の規定により自動車検査証の有効期間が短縮される自動車を除く)。

二 前号に掲げる自動車以外の自動車

一 検査自動車のうち自動車検査証の有効期間が二年と定められているもの(道路運送車両法第六十一条第一項の規定により自動車検査証の有効期間が短縮される自動車を除く)。

車両法第六十一条第二項の規定により自動車検査証の有効期間が短縮される自動車を除く)。

- (1) 軽自動車以外の自動車
- (i) 車両総重量が一トン以下のもの 五千六百円
- (ii) 車両総重量が一トンを超えるもの 車両総重量一トン又はその端数ごとに五千六百円
- (2) 軽自動車 五千六百円
- 検査自動車のうちイに掲げる自動車以外のもの
- (1) 乗用自動車(3)及び(4)に掲げる自動車を除く)
- (i) 車両重量が〇・五トン以下のもの 二千八百円
- (ii) 車両重量が〇・五トンを超えるもの 車両重量〇・五トン又はその端数ごとに二千八百円
- (2) (1)、(3)及び(4)に掲げる自動車以外の自動車
- (i) 車両総重量が一トン以下のもの 二千八百円
- (ii) 車両総重量が一トンを超えるもの 車両総重量一トン又はその端数ごとに二千八百円

- (3) 軽自動車 二千八百円
- (4) 二輪の小型自動車 千七百円
- ハ 届出軽自動車
- (1) (2)に掲げる軽自動車以外の軽自動車 八千四百円
- (2) 二輪の軽自動車 四千五百円
- 二 前号に掲げる自動車以外の自動車
- イ 検査自動車のうち自動車検査証の有効期間が二年と定められているもの(道路運送車両法第六十一条第一項の規定により自動車検査証の有効期間が短縮される自動車を除く)。
- (1) 乗用自動車(3)及び(4)に掲げる自動車を除く)。
- (i) 車両重量が〇・五トン以下のもの 一万二千六百円
- (ii) 車両重量が〇・五トンを超えるもの 車両重量〇・五トン又はその端数ごとに一万二千六百円
- (2) (1)、(3)及び(4)に掲げる自動車以外の自動車
- (i) 車両総重量が一トン以下のもの 一万二千六百円
- (ii) 車両総重量が一トンを超えるもの 車両総重量一トン又はその端数ごとに一万二千六百円

- (3) 軽自動車 八千八百円
- (4) 二輪の小型自動車 五千円
- 検査自動車のうちイに掲げる自動車以外のもの
- (1) 乗用自動車(4)及び(5)に掲げる自動車を除く)。
- (i) 車両重量が〇・五トン以下のもの 六千三百円
- (ii) 車両重量が〇・五トンを超えるもの 車両重量〇・五トン又はその端数ごとに六千三百円
- (2) (1)、(3)、(4)及び(5)に掲げる自動車以外の自動車
- (i) 車両総重量が一トン以下のもの 千三百円
- (ii) 車両総重量が一トンを超えるもの 車両総重量一トン又はその端数ごとに六千三百円

- (3) 車両総重量二・五トン以下の貨物自動車(4)及び(5)に掲げる自動車を除く)。
- (i) 車両総重量が一トン以下のもの 四千四百円
- (ii) 車両総重量が一トンを超えるもの 車両総重量一トン又はその端数ごとに四千四百円
- (4) 軽自動車 四千四百円

(5) 二輪の小型自動車 二千五百円
ハ 届出軽自動車

(1) (2)に掲げる軽自動車以外の軽自動車
一万三千二百円

(2) 二輪の軽自動車 六千三百円
第九十条の四第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第九十条の五第一項中「昭和五十一年四月三十日」を「昭和五十三年四月三十日」に改める。

附則

(施行期日)
第一条 この法律は、昭和五十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

一 第十三条の二第二項第三号及び第二項第一号、第四十五条の三第一項第三号及び第二項第一号、第六十六条第一項第五号並びに第六十六条の三第一項第四号の改正規定並びに同条第二項の改正規定中「中小漁業振興特別措置法第六條第三項」を改める部分並びに第八十一条の改正規定中「中小漁業構造改善計画に係る部分 漁業再整備特別措置法(昭和五十一年法律第 号)の施行の日」

二 第十六条の二第二項の改正規定中「中小企業特恵対策臨時措置法(昭和四十六年法律第三十八号)第三條第一項」を改める部分及び同項第一号の改正規定、第五十一条の二第一項の改正規定中「当該認定等に係る中小企業特恵対策臨時措置法第三條第一項」を改める部分及び同項第一号の改正規定、第六十六条第一項及び第六十六条の三第一項の改正規定中「一号を加える部分並びに同条第二項の改正規定中」中小企業事業転換対策臨時措置法第七條第二項を加える部分 中小企業事業転換対策臨時措置法(昭和五十一年法律第 号)の施行の日

三 第二章第三節に一条を加える改正規定 賃金の支払の確保等に関する法律(昭和五十一年

年法律第 号)附則第一条ただし書に規定する日
四 第九十条の四及び第九十条の五の改正規定(所得税の特例に関する経過措置の原則)
昭和五十一年五月一日

第二条 改正後の租税特別措置法(以下「新法」という。)第二章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、昭和五十一年分以後の所得税について適用し、昭和五十年分以前の所得税については、なお従前の例による。

(個人の減価償却に関する経過措置)

第三条 新法第十二条第一項の表の第二号から第十一号までの規定は、個人がこの法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に取得等(取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。)をしてその事業の用に供する同項に規定する特定設備等について適用し、個人が施行日前に取得等をした改正前の租税特別措置法(以下「旧法」という。)第十一条の表の第二号から第十号までに掲げる減価償却資産をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

2 個人が施行日前に旧法第十二条第一項に規定する承認を受けた同項に規定する新技術企業化用機械設備等については、なお従前の例による。

3 新法第十二条の二第二項の規定は、個人が施行日以後に取得等をしてその事業の用に供する同項に規定する工業用機械等について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧法第十二条の二第二項に規定する工業用機械等をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。この場合において、施行日から昭和五十六年三月三十一日までの間に新法第十二条の二第二項の表の第二号(工業開発地区に係る部分に限る。)及び第三号に掲げる地区内で取得等がされる同項に規定する工業用機械等に対する同項の規定の適用については、同表の第二号中「四分の一」とあるのは「三分の一」と、「六分の一」とあるのは「五分の一」と、同表の第三号中「三分の一」とあるのは「二分の一」と、「五分の一」とあるのは「四分の一」とする。

4 新法第十二条の三第一項の規定は、個人が施行日以後に取得又は製作をしてその事業の用に供する同項に規定する機械及び装置について適用し、個人が施行日前に取得又は製作をした旧法第十二条の三第一項に規定する機械及び装置をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。この場合において、施行日から昭和五十三年三月三十一日までの間に取得又は製作がされる新法第十二条の三第一項に規定する機械及び装置に対する同項の規定の適用については、同項中「六分の一」とあるのは、「五分の一」とする。

5 旧法第十三条の二第二項第三号に掲げる場合に該当する個人の漁業再整備特別措置法の施行の日の属する年の前年以前の各年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される同号に掲げる漁船の償却費の額の計算については、同号中「昭和五十一年三月三十一日」とあるのは、「漁業再整備特別措置法(昭和五十一年法律第 号)の施行の日」として、同条の規定の例による。

6 旧中小漁業振興特別措置法(昭和四十二年法律第五十九号)第四条の二第一項の認定を受けた同項に規定する中小漁業構造改善計画で、漁業再整備特別措置法附則第三項の規定により同法第五条第一項の認定を受けたものとみなされたものに係る同項に規定する漁業協同組合等の新法第十三条の二第一項第三号に規定する構成員である個人の漁業再整備特別措置法附則第三項に規定する期間内にその年十二月三十一日(以下「認定日」という。)に属する年分の所得税に係る同法の適用については、同号中「昭和五十一年四月一日から昭和五十三年三月三十一日までの間に同法第五条第一項に規定する中小漁業構造改善計画に係る同項の認定を受けた」とあるのは、「旧中小漁業振興特別措置法(昭和四十二年法律第五十九号)第四条の二第二項の認定を受けた」とする。

7 新法第十四条第一項の規定は、個人が施行日以後に取得又は新築をする同項に規定する貸家住宅について適用し、個人が施行日前に取得又は新築をした旧法第十四条第一項に規定する貸家住宅については、なお従前の例による。

8 新法第十四条第二項の規定は、個人が施行日以後に取得又は新築をする同項に規定する特定建築物等について適用し、個人が施行日前に取得又は新築をした旧法第十四条第二項に規定する店舗等併設住宅の店舗等については、なお従前の例による。

9 新法第十五条第一項の規定は、個人が施行日以後に取得又は建設をする同項に規定する特定備蓄施設等について適用し、個人が施行日前に取得又は建設をした旧法第十五条第一項に規定する特定備蓄施設等については、なお従前の例による。

10 旧法第十六条の二第二項第二号に掲げる認定中小企業者である個人が中小企業事業転換対策臨時措置法の施行の日前に同号に掲げる認定を受けた場合については、なお従前の例による。

11 新法第十七条の規定は、個人が施行日以後に取得等をする同条に規定する減価償却資産について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧法第十七条に規定する減価償却資産については、なお従前の例による。

(個人の準備金に関する経過措置)
第四条 昭和五十一年分の所得税については、昭和五十一年十二月三十一日において新法第十九条第一項の規定により計算した金額が次の各号に掲げる金額のうちいずれか少ない金額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、その少ない金額を同項の規定により計算した金額とする。

一 昭和五十年十二月三十一日における価格変動準備金の金額

二 昭和五十一年十二月三十一日において旧法第十九条第一項の規定により計算した金額（昭和五十一年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される価格変動準備金の計算について同年分を昭和五十年分とみなした場合に租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第十六号）附則第四条第二項の規定又は附則第二十二條の規定による改正前の租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和五十年法律第十六号）附則第六條の規定の適用がある個人については、これらの規定の例により計算した金額）

三 昭和五十一年分の所得に係る新法第二十条の二第一項の規定の適用については、同条第一

一 その年の前年十二月三十一日における価格変動準備金の金額（その年の前年十二月三十一日において新法第十九条第一項の規定により計算した金額がその年十二月三十一日において旧法第十九条第一項の規定により計算した金額を超える場合は、当該超える金額を控除した金額）

二 その年十二月三十一日において旧法第十九条第一項の規定により計算した金額（その年の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される価格変動準備金の計算について同年分を昭和五十年分とみなした場合に租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第十六号）附則第四条第二項の規定の適用がある個人については、同項の規定の例により計算した金額）

昭和五十一年分の所得に係る新法第二十条の二第一項の規定の適用については、同条第一

第一類第五号 大蔵委員會議録第四号 昭和五十一年三月二十九日

項第一号中「その年の指定期間内」とあるのは「昭和五十一年四月一日から同年十二月三十一日までの期間内」と、「相当する金額」とあるのは「相当する金額と、同年一月一日から同年三月三十一日までの期間内における当該政令で定める金額の千分の三（当該政令で定める業種に属する事業については、千分の六）に相当する金額との合計額」とする。

四 旧法第二十条の四の規定による沖繩國際海洋博覧会出展準備金を有する個人の昭和五十一年分以前の事業所得の金額の計算については、同条の規定は、なおその効力を有する。

第五條 昭和五十一年分の所得に係る新法第二十一条第一項の規定の適用については、同項中「当該収入金額の百分の五十五」とあるのは「昭和五十一年一月一日から同年三月三十一日までの期間内の当該収入金額の百分の七十（次項第三号に掲げる取引によるものについては百分の三十とし、同項第四号に掲げる取引によるものについては百分の二十とする。）に相当する金額」と同年四月一日から同年十二月三十一日までの期間内の当該収入金額の百分の五十五」と、「金額の合計額」とあるのは「金額との合計額」とする。

（個人の長期外貨建債権等を有する場合の課税の特例に関する経過措置）

第六條 個人が、昭和四十七年から昭和五十一年までの各年において旧法第二十八條の五第一項に規定する準備金を積み立てた場合には、なお従前の例による。

昭和四十七年から昭和五十一年までの各年のいづれか一年以上の年において旧法第二十八條の五第一項に規定する準備金の積立てを行つた個人が、昭和五十一年又は昭和五十三年において当該準備金を積み立てる場合には、同項中「昭和四十七年四月一日から昭和五十一年三月三十一日までの期間内の日の属する各年」とあるのは、

「昭和五十一年又は昭和五十三年」として、同条の規定の例による。

（個人の譲渡所得の課税の特例に関する経過措置）

第七條 新法第三十七條第一項の規定は、個人が施行日以後に同項に規定する資産の譲渡をする場合について適用し、個人が施行日前に旧法第三十七條第一項に規定する資産の譲渡をした場合については、なお従前の例による。

（船舶の貸付けに係る国内源泉所得に対する源泉徴収税率の軽減に関する経過措置）

第八條 昭和五十年四月一日から昭和五十一年三月三十一日までの間に締結した契約に基づき非居住者又は外国法人が支払を受けるべき旧法第四十一条の十四に規定する船舶の貸付けによる対価については、同条中「昭和五十一年三月三十一日」とあるのは、「昭和五十一年三月三十一日」として、同条の規定の例による。

昭和五十一年四月一日から昭和五十二年三月三十一日までの間に締結した契約に基づき非居住者又は外国法人が支払を受けるべき旧法第四十一条の十四に規定する船舶で外国航路に就航することを目的とするものの貸付けによる対価については、同条中「昭和五十年四月一日」とあるのは「昭和五十一年四月一日」と、「船舶」とあるのは「船舶で外国航路に就航することを目的とするもの」として、同条の規定の例による。

（法人税の特例に関する経過措置の原則）

第九條 新法第三章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、法人（法人税法昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）の施行日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（法人の減価償却に関する経過措置）

第十條 新法第四十三條第一項の表の第二号から第十号まで、第十四号及び第十五号の規定は、法人が施行日以後に取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条及び次条第九項において同じ。）をしてその事業の用に供する新法第四十三條第一項に規定する特定設備等について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧法第四十三條第一項の表の第二号から第九号まで、第十四号及び第十五号に掲げる減価償却資産をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

新法第四十三條第一項の表の第十一号から第十三号までの規定は、施行日以後にこれらの号に規定する政令で定められる工事の施行に伴う取得又は建設に係るこれらの号の設備について適用し、施行日前に旧法第四十三條第一項の表の第十号、第十一号及び第十三号に規定する政令で定められた工事の施行に伴う取得又は建設に係るこれらの号の設備については、なお従前の例による。

施行日前に旧法第四十三條第一項の表の第十二号に規定する政令で定められた工事の施行に伴う取得又は建設に係る同号の設備については、なお従前の例による。

法人が施行日前に旧法第四十四條第一項に規定する承認を受けた同項に規定する新技術企業化用機械設備等については、なお従前の例による。

新法第四十五條第一項の規定は、法人が施行日以後に取得等をしてその事業の用に供する同項に規定する工業用機械等について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧法第四十五條第一項に規定する工業用機械等をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

この場合において、施行日から昭和五十六年三月三十一日までの間に新法第四十五條第一項の表の第二号（工業開発地区に係る部分に限る。）及び第三号に掲げる地区内で取得等がされる同項に規定する工業用機械等に対する同項の規定の適用については、同表の第二号中「四分の一」とあるのは「三分の一」と、「六分の一」とあるのは「五分の一」と、同表の第三号中「三分の一」と

あるのは「二分の一」と、「五分の一」とあるのは「四分の一」とする。

6 新法第四十五条の二第一項の規定は、法人が施行日以後に取得又は製作をしてその事業の用に供する同項に規定する機械及び装置について適用し、法人が施行日前に取得又は製作をした旧法第四十五条の二第二項に規定する機械及び装置をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。この場合において、施行日から昭和五十一年三月三十一日までの間に取得又は製作がされる新法第四十五条の二第一項に規定する機械及び装置に対する同項の規定の適用については、同項中「六分の一」とあるのは、「五分の一」とする。

7 旧法第四十五条の三第一項第三号に掲げる場合に該当する法人の漁業再建整備特別措置法の施行の日前に終了する事業年度の同号に掲げる漁船の償却限度額の計算については、同号中「昭和五十一年三月三十一日」とあるのは、「漁業再建整備特別措置法の施行の日の前日」として、同条の規定の例による。

8 旧中小漁業振興特別措置法第四条の二第一項の規定を受けた同項に規定する中小漁業構造改善計画で、漁業再建整備特別措置法附則第三項の規定により同法第五条第一項の規定を受けたものとみなされたものに係る同項に規定する漁業協同組合等の新法第四十五条の三第一項第三号に規定する構成員である法人の漁業再建整備特別措置法附則第三項に規定する期間内に終了する事業年度分の法人税に係る同号の規定の適用については、同号中「昭和五十一年四月一日から昭和五十三年三月三十一日までの間に同法第五条第一項に規定する中小漁業構造改善計画に係る同項の規定を受けた」とあるのは、「旧中小漁業振興特別措置法第四条の二第一項の規定を受けた同項に規定する中小漁業構造改善計画で、漁業再建整備特別措置法附則第三項の規定により同法第五条第一項の規定を受けたものとみなされたものに係る」とする。

9 新法第四十七条第一項の規定は、法人が施行日以後に取得又は新築をする同項に規定する貸家住宅について適用し、法人が施行日前に取得又は新築をした旧法第四十七条第一項に規定する貸家住宅については、なお従前の例による。

10 新法第四十七条第二項の規定は、法人が施行日以後に取得又は新築をする同項に規定する特定建築物等について適用し、法人が施行日前に取得又は新築をした旧法第四十七条第二項に規定する店舗等併設住宅の店舗等については、なお従前の例による。

11 新法第四十八条第一項の規定は、法人が施行日以後に取得又は建設をする同項に規定する特定備蓄施設等について適用し、法人が施行日前に取得又は建設をした旧法第四十八条第一項に規定する特定備蓄施設等については、なお従前の例による。

12 新法第五十条第一項の規定は、法人が施行日以後に取得（改良を含む）又は建設をして同項の拡大造林の用に供する同項に規定する構築物について適用し、法人が施行日前に当該取得又は建設をした旧法第五十条第一項に規定する構築物を同項の拡大造林の用に供した場合については、なお従前の例による。

13 旧法第五十一条の二第一項第二号に掲げる認定中小企業者である法人が中小企業事業転換対策臨時措置法の施行の日前に同号に掲げる認定を受けた場合については、なお従前の例による。

14 新法第五十二条の四第四項の規定は、法人が施行日以後に終了する事業年度において同条第一項又は第二項の規定により積み立てた特別償却準備金の益金算入について適用し、法人が施行日前に終了した事業年度において旧法第五十二条の四第一項又は第二項の規定により積み立てた特別償却準備金の益金算入については、なお従前の例による。

15 新法第五十二条の五の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同条に規定する減価償却資

産について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧法第五十二条の五に規定する減価償却資産については、なお従前の例による。
（法人の準備金に関する経過措置）
第十一条 施行日以後最初に開始する事業年度（以下この項において「改正事業年度」という。）の法人税については、改正事業年度終了の日に

おいて新法第五十三条第一項各号の規定により計算した金額の合計額が次の各号に掲げる金額のうちいずれか少ない金額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、その少ない金額を同項各号の規定により計算した金額の合計額とする。

一 改正事業年度の直前の事業年度終了の日ににおける価格変動準備金の金額（改正事業年度において合併をした合併法人については、被合併法人から引き継いだ価格変動準備金の金額を加算した金額）

二 改正事業年度終了の日に旧法第五十三条第一項各号の規定により計算した金額の合計額（改正事業年度の所得の金額に係る価格変動準備金の積立限度額の計算について改正事業年度を施行日前に開始した事業年度とみなした場合に租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第十六号）附則第十二条第二項の規定又は附則第二十二條の規定による改正前の租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和五十年法律第十六号）附則第十四条第一項から第三項までの規定の適用がある法人については、これらの規定の例により計算した金額）

三 前項の規定を受けた法人の新法第五十三条第一項各号の規定により計算した金額の合計額が当該事業年度の直前の事業年度終了の日ににおける価格変動準備金の金額（当該事業年度において合併をした合併法人については、被合併法人から引き継いだ価格変動準備金の金額を加算した金額。第一号において同じ。）を超えることとなる最初の事業年度の直前の事業年度ま

での各事業年度の法人税については、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる金額のうちいずれか少ない金額を、同項各号の規定により計算した金額の合計額とする。

一 当該事業年度の直前の事業年度終了の日ににおける価格変動準備金の金額（当該事業年度の直前の事業年度終了の日に旧法第五十三条第一項各号の規定により計算した金額の合計額（当該事業年度において合併をした合併法人については、被合併法人から引き継いだ価格変動準備金の金額を加算した金額）が当該事業年度終了の日に旧法第五十三条第一項各号の規定により計算した金額を超える場合には、当該超える金額を控除した金額）

二 当該事業年度終了の日に旧法第五十三条第一項各号の規定により計算した金額の合計額（当該事業年度の所得の金額に係る価格変動準備金の積立限度額の計算について当該事業年度を施行日前に開始した事業年度とみなした場合に租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第十六号）附則第十二条第二項の規定又は附則第二十二條の規定による改正前の租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和五十年法律第十六号）附則第十四条第一項から第三項までの規定の適用がある法人については、これらの規定の例により計算した金額）

三 新法第五十四条の規定は、法人の施行日以後に終了する事業年度分の所得に対する法人税について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度分の所得に対する法人税については、なお従前の例による。この場合において、同条第一項に規定する法人が施行日前に開始し、かつ、施行日以後に終了する事業年度終了の時に、かつ、資本の金額又は出資金額が一億円を超えるものに對する同条の規定の適用については、同項中「除して計算した金額」とあるのは、「除して計算した金額（租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和五十一年法律第 号）の施

一 当該事業年度の直前の事業年度終了の日ににおける価格変動準備金の金額（当該事業年度の直前の事業年度終了の日に旧法第五十三条第一項各号の規定により計算した金額の合計額（当該事業年度において合併をした合併法人については、被合併法人から引き継いだ価格変動準備金の金額を加算した金額）が当該事業年度終了の日に旧法第五十三条第一項各号の規定により計算した金額を超える場合には、当該超える金額を控除した金額）

二 当該事業年度終了の日に旧法第五十三条第一項各号の規定により計算した金額の合計額（当該事業年度の所得の金額に係る価格変動準備金の積立限度額の計算について当該事業年度を施行日前に開始した事業年度とみなした場合に租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第十六号）附則第十二条第二項の規定又は附則第二十二條の規定による改正前の租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和五十年法律第十六号）附則第十四条第一項から第三項までの規定の適用がある法人については、これらの規定の例により計算した金額）

三 新法第五十四条の規定は、法人の施行日以後に終了する事業年度分の所得に対する法人税について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度分の所得に対する法人税については、なお従前の例による。この場合において、同条第一項に規定する法人が施行日前に開始し、かつ、施行日以後に終了する事業年度終了の時に、かつ、資本の金額又は出資金額が一億円を超えるものに對する同条の規定の適用については、同項中「除して計算した金額」とあるのは、「除して計算した金額（租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和五十一年法律第 号）の施

一 当該事業年度の直前の事業年度終了の日ににおける価格変動準備金の金額（当該事業年度の直前の事業年度終了の日に旧法第五十三条第一項各号の規定により計算した金額の合計額（当該事業年度において合併をした合併法人については、被合併法人から引き継いだ価格変動準備金の金額を加算した金額）が当該事業年度終了の日に旧法第五十三条第一項各号の規定により計算した金額を超える場合には、当該超える金額を控除した金額）

二 当該事業年度終了の日に旧法第五十三条第一項各号の規定により計算した金額の合計額（当該事業年度の所得の金額に係る価格変動準備金の積立限度額の計算について当該事業年度を施行日前に開始した事業年度とみなした場合に租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第十六号）附則第十二条第二項の規定又は附則第二十二條の規定による改正前の租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和五十年法律第十六号）附則第十四条第一項から第三項までの規定の適用がある法人については、これらの規定の例により計算した金額）

行の日前に開始し、かつ、同日以後に終了する事業年度にあつては、次項第一号に掲げる取引に係る収入金額に当該事業年度開始の日から昭和五十一年三月三十一日までの期間（以下この項において「旧積立率適用指定期間」という。）の月数を乗じてこれを当該基準年度の月数で除して計算した金額の千分の十に相当する金額と当該取引に係る収入金額に当該事業年度の月数から旧積立率適用指定期間の月数を控除した月数を乗じてこれを当該基準年度の月数で除して計算した金額の千分の九に相当する金額との合計額に、次項第二号から第八号までに掲げる取引に係る収入金額に旧積立率適用指定期間の月数を乗じてこれを当該基準年度の月数で除して計算した金額の千分の十五に相当する金額と当該取引に係る収入金額に当該事業年度の月数から旧積立率適用指定期間の月数を控除した月数を乗じてこれを当該基準年度の月数で除して計算した金額の千分の十二に相当する金額との合計額を加算した金額」とする。

4 新法第五十五条（同条第二項に係る部分を除く。）及び第五十六条の規定は、法人の施行日以後に取得する新法第五十五条第一項及び第五十六条第一項に規定する特定株式等について、次項に定める場合を除き、なお従前の例による。

5 法人が施行日前に旧法第五十五条第一項に規定する特定株式等を取扱した場合において、施行日以後に新法第五十五条第五項各号に掲げる場合に該当することとなつたときについては、当該規定の例による。この場合において、当該特定株式等に係る同条第一項の表の第三号又は第四号の上欄に掲げる法人が同条第五項第三号イに掲げる場合に該当することとなつたときは、同号イ中「百分の二十五」とあるのは、「百分の四十」とする。

6 新法第五十六条の四（同条第三項を除く。）の

規定は、施行日以後に新法第四十三条第一項の表の第十一号に規定する政令で定められる工事に係る鉄道設備支出金額（新法第五十六条の四第一項に規定する設備の取得のために支出する金額をいう。）について適用し、施行日前に旧法第四十三条第一項の表の第十号に規定する政令で定められた工事に係る当該鉄道設備支出金額については、なお従前の例による。

7 新法第五十六条の五（同条第三項を除く。）の規定は、施行日以後に新法第四十三条第一項の表の第十二号に規定する政令で定められる工事に係る発電設備支出金額（新法第五十六条の五第一項に規定する発電設備の取得のために支出する金額をいう。）について適用し、施行日前に旧法第四十三条第一項の表の第十一号に規定する政令で定められた工事に係る当該発電設備支出金額については、なお従前の例による。

8 新法第五十六条の六（同条第四項を除く。）の規定は、施行日以後に新法第四十三条第一項の表の第十三号に規定する政令で定められる工事に係る特定供給設備支出金額（新法第五十六条の六第一項に規定する特定供給設備の取得のために支出する金額をいう。）について適用し、施行日前に旧法第四十三条第一項の表の第十三号に規定する政令で定められた工事に係る当該特定供給設備支出金額については、なお従前の例による。

9 新法第五十六条の四第三項、第五十六条の五第三項又は第五十六条の六第四項の規定は、法人が施行日以後に終了する事業年度において取得等をしてその事業の用に供する新法第四十三条第一項の表の第十一号から第十三号までに掲げる設備に係る償却準備金（新法第五十六条の四第一項の特定鉄道工事償却準備金、新法第五十六条の五第一項の原子力発電工事償却準備金及び新法第五十六条の六第一項の特定ガス導管工事償却準備金をいう。）の益金算入について適用し、法人が施行日前に終了した事業年度において取得等をし、その事業の用に供した当該設

備に係る当該償却準備金の益金算入については、なお従前の例による。

10 新法第五十六条の八の規定は、法人の施行日以後に終了する事業年度分の所得に対する法人税について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度分の所得に対する法人税については、法人の施行日前に開始し、かつ、施行日以後に終了する事業年度における同条の規定の適用については、同条第一項第一号中「当該事業年度の指定期間内」とあるのは「昭和五十一年四月一日から当該事業年度終了の日までの期間内」と、「相当する金額」とあるのは「相当する金額と、

昭和五十一年四月一日から昭和五十一年三月三十一日までの間に開始する事業年度
昭和五十一年四月一日から昭和五十一年三月三十一日までの間に開始する事業年度
昭和五十一年四月一日から昭和五十一年三月三十一日までの間に開始する事業年度
昭和五十一年四月一日から昭和五十一年三月三十一日までの間に開始する事業年度

| | | |
|---------------------------------------|--------|-------|
| 昭和五十一年四月一日から昭和五十一年三月三十一日までの間に開始する事業年度 | 百分の五十 | 百分の二十 |
| 昭和五十一年四月一日から昭和五十一年三月三十一日までの間に開始する事業年度 | 百分の四十五 | 百分の十八 |
| 昭和五十一年四月一日から昭和五十一年三月三十一日までの間に開始する事業年度 | 百分の四十 | 百分の十六 |
| 昭和五十一年四月一日から昭和五十一年三月三十一日までの間に開始する事業年度 | 百分の三十五 | 百分の十四 |
| 昭和五十一年四月一日から昭和五十一年三月三十一日までの間に開始する事業年度 | 百分の三十 | 百分の十二 |

12 旧法第五十六条の十二の規定による沖繩國際海洋博覧会出展準備金を有する法人の昭和五十一年七月十八日を含む事業年度以前の事業年度の所得の金額の計算については、同条の規定は、なおその効力を有する。

（法人の技術等海外取引に係る所得の特別控除に関する経過措置）

第十二条 新法第五十八条の規定は、法人の施行日以後に終了する事業年度分の所得に対する法人税について適用し、法人の施行日前に終了する事業年度分の所得に対する法人税については、法人の施行日前に開始し、かつ、施行日以後に終了する事業年度において新法第五十八条第一項に規定する技術等海外取引による収入金額が

当該事業年度開始の日から同年三月三十一日までの期間内における当該政令で定める金額の千分の三（当該政令で定める業種に属する事業については、千分の六）に相当する金額との合計額」とする。

11 新法第五十六条の十一第一項に規定する法人の昭和五十一年四月一日から昭和五十一年三月三十一日までの間に開始する事業年度分の所得に対する法人税については、次の表の上欄に掲げる事業年度の区分に応じ、同項第一号に掲げる百分の二十五の割合は同表の中欄に掲げる割合とし、同項第二号に掲げる百分の十の割合は同表の下欄に掲げる割合とする。

| | | |
|--|--------|-------|
| ある場合における同項の規定の適用については、同項中「当該収入金額の百分の五十五」とあるのは「当該事業年度開始の日から昭和五十一年三月三十一日までの期間内の当該収入金額の百分の七十（次項第三号に掲げる取引によるものについては百分の三十）とし、同項第四号に掲げる取引によるものについては百分の二十とする。」に相当する金額と同項四月一日から当該事業年度終了の日までの期間内の当該収入金額の百分の五十五」と、「金額の合計額」とあるのは「金額との合計額」とする。 | 百分の五十 | 百分の二十 |
| あるのは「当該事業年度開始の日から昭和五十一年三月三十一日までの期間内の当該収入金額の百分の七十（次項第三号に掲げる取引によるものについては百分の三十）とし、同項第四号に掲げる取引によるものについては百分の二十とする。」に相当する金額と同項四月一日から当該事業年度終了の日までの期間内の当該収入金額の百分の五十五」と、「金額の合計額」とあるのは「金額との合計額」とする。 | 百分の四十五 | 百分の十八 |
| あるのは「当該事業年度開始の日から昭和五十一年三月三十一日までの期間内の当該収入金額の百分の七十（次項第三号に掲げる取引によるものについては百分の三十）とし、同項第四号に掲げる取引によるものについては百分の二十とする。」に相当する金額と同項四月一日から当該事業年度終了の日までの期間内の当該収入金額の百分の五十五」と、「金額の合計額」とあるのは「金額との合計額」とする。 | 百分の四十 | 百分の十六 |
| あるのは「当該事業年度開始の日から昭和五十一年三月三十一日までの期間内の当該収入金額の百分の七十（次項第三号に掲げる取引によるものについては百分の三十）とし、同項第四号に掲げる取引によるものについては百分の二十とする。」に相当する金額と同項四月一日から当該事業年度終了の日までの期間内の当該収入金額の百分の五十五」と、「金額の合計額」とあるのは「金額との合計額」とする。 | 百分の三十五 | 百分の十四 |
| あるのは「当該事業年度開始の日から昭和五十一年三月三十一日までの期間内の当該収入金額の百分の七十（次項第三号に掲げる取引によるものについては百分の三十）とし、同項第四号に掲げる取引によるものについては百分の二十とする。」に相当する金額と同項四月一日から当該事業年度終了の日までの期間内の当該収入金額の百分の五十五」と、「金額の合計額」とあるのは「金額との合計額」とする。 | 百分の三十 | 百分の十二 |

第十三条 新法第六十五条の三及び第六十五条の四の規定は、法人が昭和五十一年一月一日以後

ある場合における同項の規定の適用については、同項中「当該収入金額の百分の五十五」とあるのは「当該事業年度開始の日から昭和五十一年三月三十一日までの期間内の当該収入金額の百分の七十（次項第三号に掲げる取引によるものについては百分の三十）とし、同項第四号に掲げる取引によるものについては百分の二十とする。」に相当する金額と同項四月一日から当該事業年度終了の日までの期間内の当該収入金額の百分の五十五」と、「金額の合計額」とあるのは「金額との合計額」とする。

に行うこれらの規定に該当する資産の譲渡に係る法人税について適用し、法人が同日前に行つた旧法第六十五条の三及び第六十五条の四の規定に該当する資産の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

2 新法第六十五条の七の規定は、法人が施行日以後に行う同条の規定に該当する資産の譲渡に係る法人税について適用し、法人が施行日前に行つた旧法第六十五条の七の規定に該当する資産の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

(合併の場合の清算所得等の課税の特例に関する経過措置)
第十四条 旧法第六十六条第一号及び第六十六条の三第一号第一号に規定する事業を営む法人が昭和五十一年三月三十一日以前にこれらの規定に規定する承認を受けた場合には、これらの規定中「昭和五十一年三月三十一日」とあるのは、「昭和五十一年三月三十一日」として、これらの規定の例による。

2 旧法第六十六条第一号及び第六十六条の三第一号第一号に規定する事業を営む法人のうち政令で定めるものが昭和五十一年四月一日から昭和五十三年三月三十一日までの間にこれらの規定に規定する承認を受けた場合には、これらの規定中「事業を営む法人」とあるのは、「事業を営む法人のうち租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第 号。以下「昭和五十一年改正法」という。附則第十四条第二項に規定する政令で定めるもの」と、「昭和五十一年三月三十一日」として、これらの規定の例による。

3 旧法第六十六条第一号及び第六十六条の三第一号第四号に規定する中小漁業者に該当する法人が昭和四十七年四月一日から漁業再建整備特別措置法の施行の日前までの間にこれらの規定に規定する認定を受けた場合には、これらの規定中「昭和五十一年三月三十一日」とあるのは、「昭和五十一年三月三十一日」として、これらの規定の例による。

あるのは、「漁業再建整備特別措置法の施行の日前日」として、これらの規定の例による。
4 旧中小漁業振興特別措置法第四条の二第一項の認定を受けた同項に規定する中小漁業構造改善計画で、漁業再建整備特別措置法附則第三項の規定により同法第五条第一項の認定を受けたものとみなされたものに係る同項に規定する漁業協同組合等の新法第六十六条第一号第五号に規定する構成員である法人が漁業再建整備特別措置法附則第三項に規定する期間内に同法第十条第一項又は第二項の認定を受けた場合における新法第六十六条第一号及び第六十六条の三第一号第四号の規定の適用については、これらの規定中「昭和五十一年四月一日から昭和五十三年三月三十一日までの間に同法第五条第一項に規定する中小漁業構造改善計画に係る同項の認定を受けた」とあるのは、「旧中小漁業振興特別措置法第四条の二第一項の認定を受けた中小漁業構造改善計画で、漁業再建整備特別措置法附則第三項の規定により同法第五条第一項の認定を受けたものとみなされたものに係る」と、「当該認定」とあるのは、「旧中小漁業振興特別措置法第四条の二第一項の認定」とする。

(通貨調整前に取得した長期外貨建債権等を期末為替相場で換算しなかつた場合の課税の特例に関する経過措置)
第十五条 旧法第六十八条第一項の規定の適用を受けた法人の同条第三項に規定する欠損金額又は同条第四項に規定する繰越控除残額については、なお従前の例による。
(長期外貨建債権等を有する場合の課税の特例に関する経過措置)
第十六条 昭和四十七年四月一日から昭和五十一年三月三十一日までの期間内の日を含む各事業年度のいずれか一年以上の事業年度において旧法第六十八条の二第一項に規定する準備金の積立てを行つた法人が、昭和五十一年四月一日以後に開始する事業年度において当該準備金を積み

立てる場合には、同項中「昭和五十一年三月三十一日」とあるのは、「昭和五十三年三月三十一日」として、同条の規定の例による。
(認定中小企業者等の欠損金の繰戻しによる還付の特例に関する経過措置)
第十七条 旧法第六十八条の三に規定する法人の昭和四十八年二月十四日を含む事業年度から当該事業年度開始の日以後二年を経過する日を含む事業年度までの各事業年度において生じた同条に規定する欠損金額については、なお従前の例による。

(登録免許税の特例に関する経過措置)
第十八条 日本勤労者住宅協会が昭和五十一年三月三十一日以前に新築した住宅用の家屋で旧法第七十四条の二の規定に該当するものの所有権の保存の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。
2 新法第七十五条の規定は、年金福祉事業団が施行日以後に受ける同条に規定する登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に受けた当該登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

3 旧法第七十五条の二に規定する公的医療機関の開設者又は社会福祉法人が昭和五十一年三月三十一日以前に新築し、又は取得した同条の規定に該当する家屋の所有権の保存又は移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

4 昭和五十一年三月三十一日以前に国から売渡し又は譲与を受けた土地で旧法第七十六条の規定に該当するものの所有権の保存又は移転の登記に係る登録免許税については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第一項中「登記については」とあるのは、「登記については、大蔵省令で定めるところにより昭和五十一年改正法の施行の日以後一年以内(一年以内に登記ができないことにつき政令で定めるやむを得ない事情がある場合には、政令で定める期間内。以下この条において同

じ)に登記を受けるものに限り」と、同条第二項中「登記を」とあるのは「登記で大蔵省令で定めるところにより昭和五十一年改正法の施行の日以後一年以内に受けるものについては、当該登記を」とする。
5 新法第七十七条の四の規定は、施行日以後に取得する同条第一項に規定する農用地等の所有権の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に取得した当該農用地等の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

6 昭和五十一年三月三十一日以前に旧法第七十七条の六に規定する農林漁業者又は旧法第七十七条の七に規定する農林漁業者若しくは団体に對して行われたこれらの規定に該当する貸付けに係る債権を担保するために受ける抵当権の設定の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。
7 昭和五十一年三月三十一日以前に行われた交換により取得した林野で旧法第七十八条の規定に該当するものの所有権の移転の登記に係る登録免許税については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条中「所有権の移転の登記」とあるのは、「所有権の移転の登記で昭和五十一年改正法の施行の日以後一年以内に登記を受けるもの」とする。

8 昭和四十七年四月一日から漁業再建整備特別措置法の施行の日前までの間にされた中小漁業振興特別措置法第六十六条第二項の規定による認定に係る旧法第八十一条各号に掲げる事項についての登記で当該認定があつた日から一年以内(一年以内に登記を受けるもの)については、同条中「昭和五十一年三月三十一日までの間に」とあるのは、「漁業再建整備特別措置法の施行の日前までの間に」として、同条の規定の例による。
9 旧中小漁業振興特別措置法第四条の二第一項の認定を受けた同項に規定する中小漁業構造改善計画で漁業再建整備特別措置法附則第三項の

あるのは、「漁業再建整備特別措置法の施行の日前日」として、これらの規定の例による。
4 旧中小漁業振興特別措置法第四条の二第一項の認定を受けた同項に規定する中小漁業構造改善計画で、漁業再建整備特別措置法附則第三項の規定により同法第五条第一項の認定を受けたものとみなされたものに係る同項に規定する漁業協同組合等の新法第六十六条第一号第五号に規定する構成員である法人が漁業再建整備特別措置法附則第三項に規定する期間内に同法第十条第一項又は第二項の認定を受けた場合における新法第六十六条第一号及び第六十六条の三第一号第四号の規定の適用については、これらの規定中「昭和五十一年四月一日から昭和五十三年三月三十一日までの間に同法第五条第一項に規定する中小漁業構造改善計画に係る同項の認定を受けた」とあるのは、「旧中小漁業振興特別措置法第四条の二第一項の認定を受けた中小漁業構造改善計画で、漁業再建整備特別措置法附則第三項の規定により同法第五条第一項の認定を受けたものとみなされたものに係る」と、「当該認定」とあるのは、「旧中小漁業振興特別措置法第四条の二第一項の認定」とする。
(通貨調整前に取得した長期外貨建債権等を期末為替相場で換算しなかつた場合の課税の特例に関する経過措置)
第十五条 旧法第六十八条第一項の規定の適用を受けた法人の同条第三項に規定する欠損金額又は同条第四項に規定する繰越控除残額については、なお従前の例による。
(長期外貨建債権等を有する場合の課税の特例に関する経過措置)
第十六条 昭和四十七年四月一日から昭和五十一年三月三十一日までの期間内の日を含む各事業年度のいずれか一年以上の事業年度において旧法第六十八条の二第一項に規定する準備金の積立てを行つた法人が、昭和五十一年四月一日以後に開始する事業年度において当該準備金を積み

規定により同法第五條第一項の規定による認定を受けた同項に規定する中小漁業構造改善計画とみなされるものについて同法附則第三項に規定する期間内にされた同法第十條第一項の規定による認定に係る新法第八十一條各号に掲げる事項についての登記に係る登録免許税に対する同条の規定の適用については、同条中「第五條第一項に規定する中小漁業構造改善計画で昭和五十一年四月一日から昭和五十一年三月三十一日までの間に同項の規定により認定されたもの」とあるのは「附則第三項の規定により同法第五條第一項の規定による認定を受けた同項に規定する中小漁業構造改善計画とみなされた旧中小漁業振興特別措置法第四條の二第一項の規定による認定を受けている同項に規定する中小漁業構造改善計画」と、「その認定された日」とあるのは「同項の規定による認定を受けた日」とする。

10 昭和五十一年三月三十一日以前にされた特定電子工業及び特定機械工業振興臨時措置法(昭和四十六年法律第十七号)第十四條第一項の規定による承認に係る旧法第八十一條各号に掲げる事項についての登記で当該承認があつた日から一年以内におけるものに係る登録免許税については、同条中「昭和五十一年三月三十一日までの間にされた」とあるのは、「昭和五十一年三月三十一日までの間にされた」として、同条の規定の例による。

11 昭和五十一年四月一日から昭和五十一年三月三十一日までの間にされた前項の承認(附則第十四條第二項に規定する政令で定める法人が受けたものに限る)に係る旧法第八十一條各号に掲げる事項についての登記で当該承認があつた日から一年以内におけるものに係る登録免許税

については、同条中「(昭和四十六年四月一日から昭和五十一年三月三十一日まで)」とあるのは、「(昭和五十一年改正法附則第十四條第二項に規定する政令で定める法人が受けたものであり、かつ、昭和五十一年四月一日から昭和五十一年三月三十一日まで)」として、同条の規定の例による。

12 電源開発株式会社昭和五十一年三月三十一日以前に行つた資本の増加及び同日以前に取得した旧法第八十二條第二号に規定する権利の保存、設定又は移転について受ける登記に係る登録免許税については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条中「その登記」とあるのは、「その登記(第二号に掲げる事項についての登記にあつては、大蔵省令で定めるところにより昭和五十一年改正法の施行の日以後一年以内におけるものに限る)」とする。

13 日本航空株式会社、日本航空機製造株式会社、東北開発株式会社、日本自動車ターミナル株式会社又は沖繩電力株式会社昭和五十一年三月三十一日以前に行つた旧法第八十四條の資本の増加について受ける登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

(揮発油税及び地方道路税の特例に関する経過措置)

第十九條 次の表の上欄に掲げる法律又は条約の規定により揮発油税及び地方道路税の免除を受ける昭和五十一年七月一日前に揮発油の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られた揮発油について、同日以後に同表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなつた場合における揮発油税及び地方道路税の税額については、新法第八十九條第二項の規定を適用する。

| | |
|-------|-------------------------------|
| 免除の規定 | 揮発油税法(昭和三十一年法律第五十五号)第十四條の二第一項 |
| 追徴の規定 | 同法第十四條の二第七項 |

| | | | | | | | |
|----------------|---|-------------------------------|---|-----------------------------------|--|--|----------------------------|
| 揮発油税法第十六條の四第一項 | 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(昭和三十年法律第三十七号)第十一條第一項 | 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十二條第一項 | 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十三條第一項 | 租税特別措置法第九十條の二第二項 | 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律百十一号)第十條第一項(日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律百四十九号)第三條第一項において準用する場合を含む。) | 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律百十二号)第七條(日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第四條において準用する場合を含む。) | 日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定第六條 |
| 同法第十六條の四第三項 | 同法第十一條第三項 | 同法第十二條第三項 | 同法第十三條第三項において準用する関稅定率法(明治四十三年法律第五十四号)第十五條第二項、第十六條第二項又は第十七條第四項 | 同法第九十條の二第二項において準用する揮發油税法第十四條の二第七項 | 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第十條第二項又は第十一條第二項(これらの規定を日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第三條第二項において準用する場合を含む。) | 日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関稅法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律百十二号)第二條 | |

2 昭和五十一年七月一日前に揮発油の製造場から移出された揮発油で、揮発油税法第十四条第三項（同法第十五条第三項及び第十六条の第三項並びに租税特別措置法第九十条第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の届出又は承認に係るもの（当該届出又は承認に係る期限が同日以後に到来するものに限る。）について、当該期限までに揮発油税法第十四条第三項に規定する書類が提出されなかつた場合における当該揮発油に係る揮発油税及び地方道路税の税額については、新法第八十九条第二項の規定を適用する。

3 昭和五十一年七月一日において、揮発油の製造場及び保税地域以外の場所（沖繩県の区域内の場所を除く。）で揮発油（揮発油税法第十六条第一項又は第十六条の二第一項の規定の適用を受けるものを除く。）を所持する揮発油の製造者又は販売業者がある場合において、その数量（二以上の場所所持する場合に於ては、その合計数量）が五キロリットル以上であるときは、当該揮発油については、その者が揮発油の製造者でないときはこれを揮発油の製造者とみなし、同日に当該揮発油をその製造場から移出したものとみなして、一キロリットルにつき、七千三百円の揮発油税及び千三百円の地方道路税を課する。

4 前項の場合においては、税務署長は、揮発油税にあわせて地方道路税を徴収する。この場合において、税務署長は、その所轄区域内に所在する同一人の貯蔵場所にある揮発油に係る揮発油税額及び地方道路税額を合算し、当該合算した額の揮発油税及び地方道路税を、昭和五十一年八月から十二月までの各月に等分して、それぞれその月の末日を納期限として、徴収する。

5 第三項の規定による揮発油税及び地方道路税については、地方道路税法第七條第二項、第九條第二項、第十條第一項、第十二條第三項及び第十三條第一項中「二百八十七分の四十四」とあるのは「八十六分の十三」と、「二百八十七

分の二百四十三」とあるのは「八十六分の七十三」として、これらの規定を適用する。

6 第三項に規定する者は、同項の規定に該当する揮発油の貯蔵場所並びに当該場所ごとの当該揮発油の所持数量及び課税標準数量（当該所持数量から揮発油税法第八條第一項の規定により控除される数量を控除した数量をいう。）を記載した申告書を、昭和五十一年七月一日から一月以内に、その貯蔵場所の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

7 次の各号に掲げる場合において、当該各号に掲げる揮発油の製造者が、政令で定めるところにより、当該揮発油が第三項の規定による揮発油税額及び地方道路税額を徴収された、又は徴収されるべきものであることにつき、当該揮発油の所在地の所轄税務署長の確認を受けたときは、当該揮発油税額及び地方道路税額は、揮発油税法第十七条及び地方道路税法第九条の規定に準じて、当該揮発油につき当該揮発油の製造者が納付した、又は納付すべき揮発油税額及び地方道路税額（第二号に該当する場合には、同号に規定する他の揮発油の製造場からの移出により納付された、若しくは納付されるべき又は保税地域からの引取りにより納付された、若しくは納付されるべき若しくは徴収された、若しくは徴収されるべき揮発油税額及び地方道路税額）にあわせて、その者に係る揮発油税額及び地方道路税額から控除し、又はその者に還付する。

一 揮発油の製造者がその製造場から移出した揮発油で、第三項の規定により揮発油税額及び地方道路税額を徴収された、又は徴収されるべきものが当該製造場にもどし入れられた場合、同項の規定の適用がないものとした場合における当該揮発油の製造者

二 前号に該当する場合を除き、揮発油の製造者が、他の揮発油の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られた揮発油で第三項

の規定により揮発油税額及び地方道路税額を徴収された、又は徴収されるべきものを揮発油の製造場に移入し、当該揮発油をその移入した製造場から更に移出した場合、当該揮発油の製造者

（自動車重量税の特例に関する経過措置）
第二十条 昭和五十一年五月一日前に課した、又は課すべきであった自動車重量税については、なお従前の例による。

（租税特別措置法の一部を改正する法律の一部改正）
第二十一条 租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第十六号）の一部を次のように改正する。

附則第四条第二項中「各年」の下に「昭和五十一年までの各年に限る。」を加える。

附則第十二条第二項中「各事業年度」の下に「（昭和五十一年四月一日前に開始する各事業年度に限る。）」を加える。

第二十二条 租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和五十一年法律第十六号）の一部を次のように改正する。

附則第六条中「有するもの」の下に「（租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和五十一年法律第十六号）以下「昭和五十一年改正法」という。）附則第四条第一項又は第二項の規定の適用を受けたものを除く。」を加え、「新法第十九条第一項（附則第二十三条の規定による改正後の租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第十六号）以下「改正後の昭和四十八年改正法」という。）附則第四条第二項を含む。」を「昭和五十一年改正法による改正後の租税特別措置法第十九条第一項」に、「これを」を「同項」に改める。

附則第十四条第一項中「有するもの」の下に「（昭和五十一年改正法附則第十一条第一項又は第二項の規定の適用を受けたものを除く。）」を加え、「新法第五十三条第一項（改正後の昭和四十八年改正法附則第十二条第二項を含む。）を

「昭和五十一年改正法による改正後の租税特別措置法第五十三条第一項各号」に、「これら」を「同項各号」に改める。

（租税特別措置法の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置）
第二十三条 前条の規定による改正後の租税特別措置法の一部を改正する法律（次項において「改正後の昭和五十一年改正法」という。）附則第六条の規定は、昭和五十一年分の所得税について適用し、昭和五十年分の所得税については、なお従前の例による。

2 改正後の昭和五十一年改正法附則第十四条第一項の規定は、法人の施行日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。

（企業合理化促進法の一部改正）
第二十四条 企業合理化促進法（昭和二十七年法律第五号）の一部を次のように改正する。

第四条及び第五条を次のように改める。

第四章及び第五章 削除

第三章を次のように改める。

第三章 削除

第六条及び第七条 削除

（沖繩振興開発特別措置法の一部改正）
第二十五条 沖繩振興開発特別措置法（昭和四十六年法律第三十一号）の一部を次のように改正する。

第十六条第四項中「第五十五条第二項第一号」を「第五十五条第三項第一号」に改める。

附則第十九条第十九項中「係るもの」について「の下に」、第三号に掲げる事項の登記に係る登録免許税にあつては、同号に規定する期間を経過した日以後に受ける登記に係るものについて」を加え、同項に次の一号を加える。

三 会社が昭和五十一年四月一日から昭和五十三年三月三十一日までの間に行つた合併により取得した土地又は家屋に関する権利の移転

の移転

附則第十九条第二十項を同条第二十三項とし、同条第十九項の次に次の三項を加える。

20 会社が前項第三号に規定する合併を行い、かつ、当該合併に係る被合併法人の当該合併による清算所得の金額がある場合において、会社が、当該合併の際当該合併によりその被合併法人から取得した資産のうち当該合併直前における帳簿価額を超える帳簿価額を付したものの全部につき、当該清算所得の金額に相当する金額をその合併の日を含む事業年度の確定した決算において特別勘定として貸借対照表に付記したときは、当該合併による清算所得に対する法人税は、免除する。

21 前項に規定する特別勘定を設けた会社が解散又は合併により消滅した場合における清算所得の金額の計算その他当該特別勘定に關し必要な事項は、政令で定める。

22 第二十項の規定は、会社の当該合併の日を含む事業年度の法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二十一条第一号に規定する確定申告書に同項の規定により特別勘定として付記した金額の計算に關する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

理由

最近における社会経済情勢の推移と現下の厳しい財政事情等に顧み、長期外貨建債権等を有する場合の課税の特例の廃止、増加試験研究費の税額控除率の引下げ、特定設備等の特別償却率の引下げ及び価格変動準備金の積立率の引下げ等既存の特別措置の整理合理化を行い、交際費課税の強化を図るほか、特定市街化区域農地等の譲渡所得に係る税率を改め、中小企業の貸倒引当金の特別制度等期限の到来するその他の特別措置について実情に応じ適用期限を延長する等所要の措置を講ずるとともに、自動車に係る税負担の現状等に顧み、資源の節約、環境の保全、道路財源の充実等の観点から揮発油税、地方道路税及び自動車重量

税の税率を引き上げる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

大蔵委員會議録第三号中正誤

ペシ 段行 誤
二一末 申び
伸び 正

昭和五十一年四月三日印刷

昭和五十一年四月五日発行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局